

IV 導入支援制度

■■低公害車導入のための支援対策（中央省庁等・公的金融機関）■■■■

●低公害車等の導入に対する支援制度一覧表（平成 25 年度）

	番号	補助制度	対象車種					支援内容	窓口
			FCV	EV/ PHV	CNG	HV	その他 設備		
補助制度	1	先進的次世代車普及促進事業	●				●	地方公共団体等における燃料電池自動車・水素自動車の導入補助	環境省
	2	特殊自動車における低炭素化促進事業					●	民間企業におけるハイブリッドオフロード車等の導入補助	
	3	電動式塵芥収集車導入補助事業			●	●	●	地方公共団体等における電動式塵芥収集車の導入補助	
	4	マイカー規制による低炭素化促進事業	●	●	●	●	●	国立公園内のマイカー規制区間に乗り入れる代替交通民間事業者等のハイブリット車等車両購入補助及び電源施設等の整備補助	
	5	環境対応車普及促進対策事業			●	●		トラック・バス事業者における次世代自動車等の導入又は使用過程車のCNG車への改造への補助	国土交通省
	6	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進事業		●			●	トラック・バス・タクシー事業者における電気自動車及び充電施設の導入又は電気自動車への改造への補助	国土交通省
	7	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助		●			●	地方公共団体、その他法人及び個人におけるクリーンエネルギー自動車の導入への補助	次世代自動車振興センター
	8	次世代自動車充電インフラ整備促進事業					●	地方公共団体、その他法人及び個人における充電設備の整備への補助	次世代自動車振興センター
税制上の優遇措置	1	自動車重量税の時限的免除・軽減措置	●	●	●	●	●	環境性能に応じて自動車重量税を時限的に免除・軽減	—
	2	自動車取得税の時限的免除・軽減措置（新車）	●	●	●	●	●	環境性能に応じて自動車取得税を時限的に免除・軽減	—
		中古車の取得に係る特例（自動車取得税）	●	●	●	●	●	中古車の取得の際、環境性能に応じて課税標準から一定額を控除する特例措置	—
	3	低公害車に係る自動車税の軽減措置（自動車税のグリーン化）	●	●	●	●	●	平成 25 年度末までに低公害車を新車新規登録した場合、翌年度 1 年間の自動車税を軽減する等	—
	4	グリーン投資減税における所得税・法人税の優遇措置		●		●	●	低公害車や急速充電設備等の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置	—
	5	低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置					●	燃料供給設備の設置に係る固定資産税の課税標準の特例措置	—
6	排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置					●	一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車（オフロード車）の取得に係る固定資産税の課税標準の特例措置	—	
財政投融資制度	1	㈱日本政策金融公庫 中小企業事業による低利融資		●	●	●	●	低公害車や燃料供給設備等の取得に係る低利融資	㈱日本政策金融公庫
	2	㈱日本政策金融公庫 国民生活事業による低利融資		●	●	●	●	低公害車や燃料供給設備等の取得に係る低利融資	

（注意）FCV：燃料電池自動車、EV：電気自動車、PHV：プラグインハイブリッド自動車、CNG：天然ガス自動車、HV：ハイブリッド自動車
 その他：水素自動車、クリーンディーゼル自動車、オフロード車（建設機械等）、低燃費かつ低排出ガス認定車、ポスト新長期規制適合車などを指す。

※詳細は、p.115～122の対応箇所参照。

●低公害車の導入に対する補助制度（平成 25 年度）

(1) 先進的次世代車普及促進事業	
目的	本格的な普及に至っていない先進的な次世代自動車（燃料電池自動車及び水素自動車）を対象に、導入に係る事業費の一部を支援することで、普及促進を図り、大気汚染の改善及び地球温暖化防止を図る。
対象者	地方公共団体、地方公共団体が出資して設立された団体（出資比率 50% 以上）及び民間団体
補助対象	燃料電池自動車又は水素自動車の導入（平成 22 年度からの継続事業に限る。）
補助率	導入費用の 1 / 2
問合せ先	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-3581-3351（内線 6577）

(2) 特殊自動車における低炭素化促進事業	
目的	低炭素化・低公害化が遅れており、1 台あたりの CO2 排出量が多いオフロード車について、大幅な燃料消費量の削減が見込めるハイブリッドオフロード車等を対象に、導入に係る事業費の一部を支援することで普及促進を図り、一層の二酸化炭素及び大気汚染物質排出量の削減を図る。
対象者	民間企業
補助対象	ハイブリッドオフロード車等の導入（購入及びリース）
補助率	通常車両との価格差の 1 / 2
問合せ先	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-3581-3351（内線 6577）

(3) 電動式塵芥収集車導入補助事業	
目的	電動式塵芥収集車（積込排出機構を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又は CNG 化する場合を含む。）を導入する際に導入費用の一部を支援することにより、一層の二酸化炭素及び大気汚染物質排出量の削減を図る。
対象者	地方公共団体、地方公共団体が出資して設立された団体（出資比率 50% 以上）及び民間団体
補助対象	電動式塵芥収集車の導入（購入（改造を含む。）に限る。）
補助率	通常車両との差額の 1 / 2
問合せ先	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 電話：03-3581-3351(内線 6839)

(4) マイカー規制による低炭素化促進事業	
目的	国立公園内のマイカー規制地域において、低炭素型車両の導入及び駐車場等における低炭素型車両の受け入れ態勢の整備を後押しすることにより、マイカー規制による低炭素化の効果を高めるとともに、マイカー規制の一層の拡大を図る。
対象者	マイカー規制を含む国立公園内の自動車利用適正化の取組を行う協議会（以下「地域協議会」という。）の構成員又は地域協議会から推薦され自然環境局長の承認を得た者
補助対象	車両については、ハイブリッド自動車、CNG（天然ガス）自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車、その他これに準ずるものとして環境大臣が認定した車両。 燃料供給設備は、天然ガス供給設備、水素充填設備、急速・普通充電設備。 充電設備は、急速・普通充電設備。
補助率	車両本体価格又は施設整備の総額（上限あり）に対して 1 / 3 （※）総額上限 タクシー 300 万円、バス 3,000 万円、設備整備 3,000 万円
問合せ先	環境省自然環境局国立公園課 電話：03-5521-8279（内線 6447）

(5) 環境対応車普及促進対策事業	
目的	自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する上で、自動車運送事業者の環境対策の推進を図ることが重要であることから、自動車運送事業者の次世代自動車（CNG自動車、ハイブリッド自動車）の導入を支援する。
対象者	自動車運送事業者等
補助対象	(1) CNGトラック・バス、ハイブリッドトラック・バス (2) 使用過程車のCNG車への改造
補助率	(1) 車両本体価格の1/4以内又は通常車両価格との差額の1/3以内（※） ※経年車の廃車を伴う新車購入の場合については通常車両価格との差額の1/2以内 (2) 改造費用の1/3以内
問合せ先	国土交通省 自動車局 バス車両の導入：環境政策課 電話：03-5253-8111 (ex.42533) トラック車両の導入：貨物課 電話：03-5253-8111 (ex.41322)

(6) 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進事業	
目的	電気自動車の普及を図るため、他の地域や事業者による電気自動車の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う自動車運送事業者等に対し、バス、タクシー及びトラックの電気自動車の導入を重点的に支援する。
対象者	自動車運送事業者等
補助対象	電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）及び充電施設の導入
補助率	(1) 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）※電気自動車への改造も含む バス：車両本体価格の1/2 タクシー・トラック：車両本体価格の1/3 (2) 充電施設 バス：車両本体価格の1/2 タクシー・トラック：車両本体価格の1/3
問合せ先	国土交通省 自動車局環境政策課 電話：03-5253-8111 (ex.42533)

(7) クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助	
目的	クリーンエネルギー自動車等の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図る。
対象者	地方公共団体、その他法人及び個人
補助対象	クリーンエネルギー自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車）の導入
補助率	同格のガソリン車との差額から、車種ごとに設定された一定額を引いた額の1/1もしくは2/3以内
問合せ先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話：03-3503-3782

(8) 次世代自動車充電インフラ整備促進事業	
目的	次世代自動車用充電器の設置に対する補助等の事業を行うことにより設備投資等を喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図る。
対象者	地方公共団体、その他法人及び個人
補助対象	充電設備の設置（急速充電設備、普通充電設備）
補助率	本体価格及び設置工事費の2/3もしくは1/2以内
問合せ先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話：03-5501-4412

■■■■参考■■■■

環境対応車普及促進事業補助金（エコカー補助金）〔平成 23 年度第 4 次補正事業〕

目 的	環境性能に優れた新車の購入を促進することにより、環境対策に貢献するとともに、国内市場の活性化を図る。			
内 容	平成 23 年 12 月 20 日から平成 25 年 1 月 31 日までに新規登録または新規届出を行った新車のうち、以下の環境要件を満たすものに対し、補助金を交付。			
	(1) 乗用車等（登録車等・軽自動車）			
	環境要件	登録車等	軽自動車	
	平成 27 年度燃費基準達成または平成 22 年度燃費基準 25%超過達成	10 万円	7 万円	
	※このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車（乗用自動車）も対象。			
備 考	(2) 重量車（トラック・バス）			
	環境要件	小型 (GVW3.5t クラス)	中型 (GVW8t クラス)	大型 (GVW12t クラス)
	平成 27 年度燃費基準達成	20 万円	40 万円	90 万円
	※このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車も対象。			
<ul style="list-style-type: none"> ・予算額は 3000 億円（うち自家用車 2,747 億円、事業用車 218 億円、事務費 35 億円） ・事業用自動車の交付申請の受付は平成 24 年 7 月 5 日（木）をもって終了。 ・自家用自動車の交付申請の受付は平成 24 年 9 月 21 日（金）18 時をもって終了。 				

●低公害車の導入に対する税制上の優遇措置制度（平成 25 年度）

(1) 自動車重量税の時限的免除・軽減措置		
制度内容	<p>(1) 平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に新車新規検査を受けた場合に、環境性能に応じて自動車重量税を時限的に免除・軽減。</p> <p>(2) 上記(1)の免税対象車については、新車新規検査時に交付を受けた車検証の有効期間が満了する日から起算して 15 日を経過する日までに受ける最初の車検証の交付等（2 回目の車検）に係る自動車重量税を 50% 軽減（ただし、新車新規検査による車検証の記載事項について車両構造等の変更がない場合に限る。）。</p> <p>(3) 上記(1)の免税対象車（上記(1)及び(2)の適用があるものを除く。）について、平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に受ける最初の車検証の交付等に係る自動車重量税を 50% 軽減。</p>	
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx）10% 低減 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 3.5 トン以下のディーゼル乗用車 ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準 +10% 達成車 	免除
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準 +5% 達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準 +10% 達成車 	75% 軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準 +5% 達成車 	50% 軽減
	<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車等：ガソリン乗用車及び車両総重量 2.5 トン以下のガソリンバス・トラック ・中量車：車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のバス・トラック ・重量車：車両総重量 3.5 トン超のディーゼルバス・トラック ・☆☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 50% 以上低減させた低排出ガス車 ・重量車燃費基準：平成 27 年度燃費基準を満たす車両総重量 3.5 トン超の重量車 	

(2) 自動車取得税の時的限的免除・軽減措置

	制度内容	平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に新車を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得税を時的限的に免除・軽減。	
新車	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx）10% 低減 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 3.5 トン以下のディーゼル乗用車 ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準 +10% 達成車 	免除
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準 +5% 達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準 +10% 達成車 	75% 軽減
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準 +5% 達成車 	50% 軽減

制度内容	平成24年4月1日から平成27年3月31日までに新車購入時以外の取得をする場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減		
中古車 措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx）10%低減 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量3.5トン以下のディーゼル乗用車 ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+20%達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車（ガソリン車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減かつ重量車燃費基準+10%達成車（ハイブリッド自動車に限る。） 	45万円控除	
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車（ガソリン車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減かつ重量車燃費基準+5%達成車（ハイブリッド自動車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準+10%達成車（ハイブリッド自動車に限る。） 	30万円控除	
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車（ガソリン車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10%低減かつ重量車燃費基準達成車（ハイブリッド自動車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準+5%達成車（ハイブリッド自動車に限る。） 	15万円控除	
	(注) ・乗用車等：ガソリン乗用車及び車両総重量2.5トン以下のガソリンバス・トラック ・中量車：車両総重量2.5トン超3.5トン以下のバス・トラック ・重量車：車両総重量3.5トン超のディーゼルバス・トラック ・☆☆☆☆：平成17年排出ガス基準値より有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆：平成17年排出ガス基準値より有害物質を50%以上低減させた低排出ガス車 ・重量車燃費基準：平成27年度燃費基準を満たす車両総重量3.5トン超の重量車		

(3) 低公害車に係る自動車税の軽減措置（自動車税のグリーン化）		
制度内容	平成26年3月31日までに排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車を新車新規登録した場合、翌年度1年間の自動車税を軽減。また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車、LPG車及びディーゼル車については、それぞれ経過した年度の翌年度以降の自動車税を重課。	
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車（燃料電池自動車を含む） ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車（ポスト新長期規制（NOx）10%低減） ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 	概ね50%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準達成車 	概ね25%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン車又はLPG車：13年超 ・ディーゼル車：11年超 ※電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（ガソリン車のみ）、メタノール自動車、一般乗合バス、被けん引自動車を除く。 	概ね10%重課
	(注) ・☆☆☆☆：平成17年排出ガス基準値より有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車	

(4) グリーン投資減税における所得税・法人税の優遇措置

制 度 内 容	プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車（トラック・バス）、電気自動車、急速充電設備、ハイブリッド建設機械（オフロード車）の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置
措 置 内 容	青色申告を行う個人事業者又は法人が、上記の対象設備を取得し（補助制度による取得を除く）、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合に、次のいずれか一方を選択できる。 ・普通償却に加えて、基準取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却 ・基準取得価格の7%相当額の税額控除（資本金1億円未満の法人等に限る。）

(5) 低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置

制 度 内 容	燃料供給設備（天然ガス、水素）の設置に係る固定資産税の課税標準の特例措置
措 置 内 容	・最初の3年間の課税標準を2/3 （天然ガステーション：2,000万円以上・水素ステーション：1億5,000万円以上）

(6) 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置

制 度 内 容	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車（オフロード車）のうち、新基準適用開始日（定格出力が130kW以上560kW未満のものは平成24年9月30日）前までに取得する際の固定資産税の課税標準の特例措置
措 置 内 容	・最初の3年間の課税標準を3/5

●低公害車の導入に対する融資制度（平成 25 年度）

(1) (株)日本政策金融公庫 中小企業事業による低利融資	
融 資 対 象	(1) 株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に定める中小企業者であって、環境・エネルギー対策貸付制度要綱の規定に該当する者
内 容	<p>①自動車 NOx・PM 法の排出基準適合車の買換え、取得、リース・レンタル、NOx・PM 低減装置の装着 （自動車 NOx・PM 法対策地域内）：4 億円を限度として特別利率② （自動車 NOx・PM 法対策地域外）：4 億円を限度として特別利率① 4 億円超は基準利率</p> <p>・担保特例制度を利用する場合には、平成 25 年 3 月 31 日までに貸付契約を行うものに関し、同制度に基づき加算する利率から 0.4%（ただし、同制度に基づき加算する利率を上限とする。）を控除する。</p> <p>②低公害車の取得：4 億円までは特別利率①又は②。4 億円超は基準利率。 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車又はこれらの燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）</p> <p>③ポスト新長期規制適合車の取得：4 億円までは特別利率②。4 億円超は基準利率。</p> <p>④第 3 次排出ガス対策型建設機械、低炭素型建設機械又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示が付された特定特殊自動車の取得：4 億円までは特別利率②、③又は基準利率。4 億円超は基準利率。</p> <p>・第 3 次排出ガス対策型建設機械又は低炭素型建設機械：特別利率② ・19kW 以上 130kW 未満の出力帯の特定特殊自動車：特別利率② ・130kW 以上 560kW 未満の出力帯の特定特殊自動車で、軽油を燃料とし、2011 年基準に適合するもの：特別利率③</p> <p>・特定特殊自動車について、担保を徴しない場合には、平成 25 年 3 月 31 日までに貸付契約を行うものに関し、0.4% を控除する（ただし、担保を徴する場合の利率を下限とする。）。</p> <p>※貸付限度額：7 億 2,000 万円（直接貸付）、1 億 2,000 万円（代理貸付）</p>
問 合 せ 先	<p>・相談センター 電話：0120-154-505 ・全国各支店一覧 http://www.jfc.go.jp/c/jpn/bussiness/nw/index.html</p>

(2) (株)日本政策金融公庫 国民生活事業による低利融資	
融 資 対 象	環境・エネルギー対策貸付制度要綱の規定に該当する者
内 容	<p>①自動車 NOx・PM 法の排出基準適合車の買換え、取得、リース・レンタル、NOx・PM 低減装置の装着 （自動車 NOx・PM 法対策地域内）：特利 C （自動車 NOx・PM 法対策地域外）：特利 A 信用保証協会の保証が利用可能（別途、信用保証協会の審査あり）</p> <p>②低公害車の取得：特利 B 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車又はこれらの燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）</p> <p>③ポスト新長期規制適合車の取得：特利 B</p> <p>④第 3 次排出ガス対策型建設機械、低炭素型建設機械又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示が付された特定特殊自動車の取得：特利 B、C 又は基準利率</p> <p>・第 3 次排出ガス対策型建設機械又は低炭素型建設機械：特利 B ・19kW 以上 130kW 未満の出力帯の特定特殊自動車：特利 B ・130kW 以上 560kW 未満の出力帯の特定特殊自動車で、軽油を燃料とし、2011 年基準に適合するもの：特利 C</p> <p>※貸付限度額：7,200 万円</p>
問 合 せ 先	<p>・事業資金相談専用ダイヤル 電話：0120-154-505 ・こくきんビジネスサポートプラザ東京 電話：03-3342-3831 ・こくきんビジネスサポートプラザ名古屋 電話：052-561-6316 ・こくきんビジネスサポートプラザ大阪 電話：06-6315-0312 ・こくきん創業支援センター http://www.jfc.go.jp/k/sinkikaigyou/center/index.html</p>

低公害車導入のための支援（地方公共団体）

●補助制度

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象（車両・燃料供給施設等）	補助対象者	補助率・補助限度額等
北海道	札幌市次世代自動車購入等補助制度	新品として年度内に購入されるもので、市内で使用される以下の設備 ①次世代自動車 ・事業者が自らの事業に4年間以上使用する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車 ・市民が5年間以上使用する電気自動車 ②燃料供給設備 ・一般利用可能なものとして事業者が設置し8年以上使用する、次世代自動車用の充電設備又は天然ガス充電設備	・市内で1年以上同一事業を営む事業者（個人事業主を含む） ・市民 ・上記事業者または市民に次世代自動車をリースする自動車リース事業者 ※使用者は市税の滞納のない者に限る	①国等が公示する一般車種との差額の1/10 なお、平成11年度以前に初度登録車を年度内に抹消登録する場合は、補助額の1/2を追加 ②本体購入価格の1/3 ※①、②とも補助金上限額30万円
	札幌市アイドリングストップ装置等購入補助制度	・使用の本拠位置が市内で、事業用に2年以上使用するアイドリングストップ装置、又は事業用に4年以上使用する機能内蔵自動車の購入	・市内で1年以上同一事業を営む事業者（個人事業主を含む） ※使用者は市税の滞納のない者に限る	限度額1万円（平成11年度以前に初度登録を受けた自動車を年度内に抹消登録する場合は、1万円を追加補助）
青森県	七戸町クリーンエネルギー促進事業費補助金	電気自動車（EV）、プラグイン・ハイブリッド車（PHV）の購入・リース（新規登録車両に限る。）	町民（1年以上住所を有する者）、町内に事業所又は事務所を有する事業者	【補助率】車両本体価格（税抜）の1/10以内 【限度額】10万円
	七戸町クリーンエネルギー促進事業費補助金	EV・PHV家庭用充電設備（200Vで利用者に無償提供するものに限る。）	町内に事業所又は事務所を有する事業者	【補助率】設置費用（税抜）の4/5以内 【限度額】10万円
岩手県	エコ・エネ総合対策事業費補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車の購入費用	町内に住所を有する個人又は団体若しくは法人	車両本体価格の1/20以内（上限：5万円） ※千円未満の端数は切り捨て
	電気自動車普及促進事業費補助金	電気自動車	町民または町内事業者	車両本体価格（税抜）の5%、上限10万円（町共通商品券による交付）
宮城県	仙台市低床バス車両等導入事業補助金	○環境対応車（CNGバス、優良ハイブリッドバス）の導入	市内を運行するバス路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者	次のいずれか少ない額で、かつ国庫補助額を限度とし、市長が定める額。 ・環境対応車導入経費の1/4 ・通常価格との差額の1/3
	万葉クリーンエネルギーカー導入促進事業補助金	ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車	新車を登録する時点において1年以上継続して大衡村に住所を有する個人	1台あたり5万円 ※申請は1人1台まで
福島県	福島県電気自動車用急速充電器設置補助事業	県推進ビジョンに適合したEV用急速充電器の設置	市町村、法人	設置費用から国庫補助を差し引いた額の1/2 補助限度額750千円
茨城県	クリーンエネルギー自動車購入補助金	EV・PHV： ①（一社）次世代自動車進行センターが補助対象に認定している普通車、小型車、軽4輪車であること。 ②初度登録（未登録）車両であること。 ③改造車でないこと ④リース車両ではないこと ⑤購入者と車両所有者・使用者が同じであること（ローン購入は除く） ⑥自家用であること	つくば市民（個人）	EV:100,000円/台 PHV:50,000円/台
	クリーンエネルギー機器設置事業補助金	V2Hシステム： ①（一社）次世代自動車進行センターが補助対象に認定している充電器のうち、EV等が蓄電している電力を住宅用電源として利用できるものであること。 ②未使用品（新品）であること。	つくば市民（個人）	100,000円/台
	電気自動車普及促進事業補助金	電気自動車の購入・リース（3年以上） 電気自動車用急速充電設備の購入・リース（5年以上）	市内に使用の本拠を置く市民・事業者	電気自動車：補助対象経費の1/5（上限40万円） 電気自動車用急速充電設備：補助対象経費の1/5（上限75万円）
栃木県	栃木県電気自動車等充電設備設置事業費補助金	①急速充電設備の設置・リース ②普通充電設備（スタンド型のみ）の設置・リース	①道の駅に設置する市町村その他知事が適当と認める者 ②日光市、那須塩原市及び那須町等で宿泊施設、観光施設等を営む法人その他知事が適当と認める者	【補助率】 1/3以内 【上限額】 ①100万円 ②20万円

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
栃木県	栃木県電気自動車等導入事業費補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の導入・リース	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を導入する、日光市、那須塩原市及び那須町内に事業所を有するタクシー、レンタカー事業者	〔補助額〕 販売額から国庫補助額を控除した額と、一般車との差額 〔上限額〕 85万円	
栃木県	足利市	足利市電気自動車購入費補助金	四輪自家用電気自動車の購入(リースは対象外)	市民	10万円/台
		足利市急速充電設備設置費補助金	急速充電器の設置	市内の大規模小売店舗	〔補助率〕 設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の1/3以内 〔上限額〕 100万円
	佐野市	佐野市電気自動車購入支援補助金	電気自動車の購入・リース	市民	5万円/台
	日光市	日光市公開用電気自動車等充電設備設置費補助金	①急速充電器の設置 ②普通充電器の設置 ※不特定多数の者が一般に利用することが可能なもの	市内に事業所を有し、1年以上業務を継続している法人または個人	①本体価格及び設置工事費の合計額(税抜)の1/6 上限50万円 ②本体価格及び設置工事費の合計額(税抜)の1/4 上限10万円
		日光市住宅用電気自動車充電設備設置費補助金	電気自動車等に充電するための充電設備(充電コネクタ等)で、入力電力が200Vの充電設備の新たな設置	市内に住所を有する個人・法人でEV・PHVを新たに取得又はリースし、自らの使用のために設置する者で、市税及び公共料金の滞納がない者	本体価格及び設置工事費の合計額(税抜)から他の補助金等を控除した額の1/2 上限5万円
小山市	小山市クリーンエネルギー自動車購入費補助金	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車のいずれかで、市内の事業所から自家用を目的として購入した新車	市内で、市税を滞納していない者	電気自動車3万円、それ以外は2万円	
群馬県	明和町低公害車購入費補助金	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車	自ら使用するために購入する個人	1台につき、車両本体価格の2パーセントに相当する額(5万円を限度)	
埼玉県	次世代自動車普及促進対策補助	天然ガスやハイブリッドのトラック及びバスの導入	事業者等	〔補助率〕 CNG新車導入－通常車両との差額の1/2 H V新車導入－通常車両との差額の1/4 CNG改造－改造費用の1/3 〔上限額〕 CNG車－(4t未満)40万円 (4t超)80万円 H V車－(4t未満)20万円(4t超)40万円 CNG改造－(4t未満)30万円 (4t超)60万円	
埼玉県	さいたま市	さいたま市低公害車普及促進対策補助金	①天然ガス自動車の導入(含改造) ②優良ハイブリッドバス(定員11人以上)・トラック(車両総重量3.5t超)※緑ナンバーのみ	市内に使用の本拠を置く補助対象車両を導入する者	〔補助対象経費〕 補助対象車両の本体価格と通常車両本体価格との差額(CNGの改造にかかる必要経費) 〔上限額〕 ①補助対象経費の1/4(幼稚園バスは1/2)以内 ②バス:40万円 トラック:(最大積載量4t以上):40万円 トラック:(最大積載量4t未満):20万円
		さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金	①四輪車以上の電気自動車で、搭載している電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能なもの ②四輪車以上のプラグインハイブリッド自動車で、搭載する電池がリチウムイオン電池であるもの	・市内に使用の本拠を置くこと ・市内に住所を有する個人、さいたま市内に事務所又は事業所を有する法人、もしくはこれらの個人又は法人へ補助対象車両のリースを行うリース事業者	①電気自動車:10万円 ②プラグインハイブリッド自動車:7万円
		さいたま市電気自動車充電施設整備補助金	①一般社団法人次世代自動車振興センターが、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の補助対象機種として指定する充電器 ②不特定多数の者が利用できること	市内の事務所又は事業所において、不特定多数の者が利用できるよう急速充電器又は普通充電器を設置した法人又は個人事業者、もしくはこれらの法人又は個人事業者へ補助対象機種のリースを行うリース事業者	〔補助率〕 本体価格の1/2 〔限度額〕 急速充電器 100万円 普通充電器 20万円

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
熊谷市	熊谷市低公害・低燃費軽自動車導入奨励事業補助金	平成24年4月2日～平成25年4月1日に新車登録をし、平成25年度熊谷市軽自動車税の対象となる(1)～(4)いずれかの軽自動車 ※自動車販売業者等が有する販売用自動車は除く。 (1)電気自動車 (2)天然ガス自動車 (3)ハイブリッド自動車 (4)低公害・低燃費車 「平成17年以降の排出ガス基準より75%以上軽減車(★★★)」のうち次のいずれかに該当する軽自動車 ア.平成22年度燃費基準25%向上達成車以上 イ.平成27年度燃費基準達成車以上	対象軽自動車の平成25年度熊谷市軽自動車税を完納した納税義務者で、申請時点において継続して対象軽自動車を所有又は使用しており、熊谷市税等を完納している方	対象軽自動車1台につき、それにかかる平成25年度熊谷市軽自動車税納付済額。なお、対象者一人(一法人)につき10台分を限度。	
	行田市	行田市電気自動車等導入補助金	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)	市民、市内に本社、支社又は事業所を有する法人	【補助額】一律10万円
	所沢市	所沢市温暖化防止活動奨励品	次世代自動車(電気自動車、ガソリンハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、ディーゼルハイブリッド自動車、ディーゼル代替天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車)を購入し、継続して使用	①申請時に、所沢市の住民基本台帳に記録されていること ②申請時に、市税を滞納していないこと ③同一世帯の者が、同一年度内において、奨励品の交付を受けていないこと	所沢市の特産品7,500円相当(狭山茶コース、地酒コース、乾麺・さつまいも・里芋コース)
	本庄市	本庄市新エネルギー等設備導入事業補助金	電気自動車用急速充電器	本庄市内に事業所を有する法人その他の団体及び事業を行う個人	設置費用から国庫補助を差し引いた額の10/10(補助限度額300万円)
	東松山市	東松山市電気自動車等導入補助金	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入・リース	市民・事業者・自動車リース事業者	1台15万円 ※特定の条件を満たす場合は1台につき30万円
	上尾市	上尾市省エネ対策推進奨励金	電気自動車または、電動バイクの購入(リース契約含む)	市内に住所を有しかつ居住する者	電気自動車購入費用の1/2か5万円のいずれか少ない額 電動バイク購入費用の1/2か1万円のいずれか少ない額
	戸田市	戸田市電気自動車等導入費補助	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び電気自動車用充電器(一般利用可能なものに限る)の導入・リース	市内事業者及び市民	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車…1台10万円、電気自動車用充電器…補助率1/3(上限100万円)
	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市電気自動車普及促進事業補助金	電気自動車を導入し、併せて充電設備を設置する方	市民及び市内事業者	充電設備の設置に要する経費に対し、10万円を上限に補助
千葉県	千葉市	低公害ごみ収集車導入事業	・天然ガス自動車 ・ハイブリッド自動車	市から一般廃棄物の収集若しくは運搬の委託を受けた者又は一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者	①補助率 補助対象車両本体価格と通常車両本体価格との価格差の1/3 ②補助限度額 30万円/台
		低公害車導入事業	・天然ガスバス ・ハイブリッドバス ・使用過程にあるディーゼル車を天然ガスバスに改造した車両 ・天然ガストラック ・ハイブリッドトラック ・使用過程にあるディーゼル車を天然ガストラックに改造した車両	国土交通省の「低公害車普及促進対策費補助金交付要綱」に定める補助対象事業者であり、かつこの補助金の交付を受ける者	①補助率 同上。なお、使用過程にあるディーゼル車の天然ガス自動車への改造については、当該改造に要する経費(ただし、当該改造に要する経費には、使用過程にあるディーゼル車の天然ガスバス又は天然ガストラックへの改造に付随して生ずる洗浄等の経費は含めないものとする。)の1/3 ②補助限度額 ・天然ガスバス(小型バスを除く):200万円/台 ・天然ガス小型バス:100万円/台 ・ハイブリッドバス:100万円/台 ・天然ガストラック:30万円/台 ・ハイブリッドトラック:30万円/台
	松戸市	松戸市電気自動車導入補助金	車両に搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査証における燃料の種類が電気と記載されているもの	電気自動車を新規に購入又はリースした個人及び事業者	電気自動車1台につき3万円

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
千葉県	浦安市	電気自動車等充電設備設置促進事業	普通充電設備(電気自動車の所有又はリースを行う者が対象)	個人(市民)・個人	設置に要した経費の1/2の額(上限5万円)
東京都		東京都民営バス事業者に係る低公害・低燃費車導入促進補助	都が定める優良ハイブリッドバスで、都内に使用の本拠地を置く車両	バス事業者	補助率: 車両本体価格と通常車両価格の差額から国の補助額を除いた額の1/2 補助限度額: 2,500千円
		東京都電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車導入費補助金	都が定める電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車、都内に使用の本拠地を置く車両	・都内に事務所を有する中小企業、個人事業者 ・前者に車両の補助対象車両のリースを行うリース事業者	補助率: 一般社団法人次世代自動車振興センターが交付額として算出する額の1/2 補助限度額: 電気自動車250千円、プラグインハイブリッド自動車200千円 ※車種により異なる。 参照 URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/sgw/promotion/electric.html
		東京都一般貨物自動車運送事業者等に係る低公害・低燃費車導入促進補助	都が定める優良ハイブリッドトラックで、都内に使用の本拠地を置く車両	・都内に事務所を有する中小企業、個人事業者で、一般貨物自動車運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者 ・前者に車両の補助対象車両のリースを行うリース事業者	補助率: 車両本体価格と通常車両価格の差額から国の補助額を除いた額の1/2 補助限度額: 最大積載量4t未満 164千円 最大積載量4t以上 571千円
		東京都民間事業者に係る低公害・低燃費車導入促進補助	圧縮天然ガス(CNG)自動車(車両総重量3.5t以下の車両を除く)	都内の中小企業	車両総重量8t超 200千円 車両総重量3.5t超8t以下 100千円
東京都	中央区	中央区電気自動車購入費助成事業	平成24年度以前の経済産業省クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助事業の補助金の交付を受けて購入した四輪の小型・普通・軽自動車の電気自動車とプラグインハイブリッド自動車、使用の本拠の位置が中央区内にあること。	区民(1年以上区民であること) 中小事業者(区内に事業所を有し1年以上事業又は活動を営んでいること)	国庫補助額の1/4 但し、25万円を限度とし、その他の団体から受けた補助金と区の助成金の合算が国の補助額を超えないこと。 なお、助成対象者が中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)証取得者である場合は、助成額に5万円を加算。
	千代田区	千代田区地球温暖化対策新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成制度	「低公害車の導入・リース」電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 ※中小企業者が業務用車両を買い替えて、区内を使用の本拠地とする場合 ※リース事業者については、すでに区内の中小事業者において使用され、又はリースが行われている業務用ガソリン車に替えて、当該中小企業者を使用者として電気自動車等のリースを行う場合	区内の中小企業者、リース業者	《補助率》一般社団法人次世代自動車振興センターが交付額として算出する額の1/4 《補助限度額》25万円
			「低公害車の導入・リース」充電設備(急速、普通) ※区内に対象機器を導入する事業 ※リース業者については法人又は個人の事業者及びマンション管理組合を使用者として電気自動車等充電設備のリースを行う場合	法人又は個人の事業者及びマンション管理組合、リース業者	【急速】《補助率》一般社団法人次世代自動車振興センターが交付額として算出する額の1/4 《補助限度額》37.5万円 【普通】《補助率》機械費用の20% 《補助限度額》10万円
	葛飾区	かつしかエコ助成金	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の導入	区民、区内中小企業者・社会福祉法人・学校法人等	《補助率》一般社団法人次世代自動車振興センターが交付額として算出する額の1/4 《補助限度額》25万円
	港区	港区新エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成	①一般社団法人次世代自動車振興センターがクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車導入費補助事業及び充電設備設置費補助事業)の補助対象機種として指定し、公開している充電設備 ②未使用のもの	区民、管理組合等、中小企業者・個人事業者	【急速充電器】 機器本体価格の1/8(上限375,000円) 【普通充電設備】 機器本体価格の1/4(上限100,000円)
三鷹市	三鷹市中小企業公害防止設備資金借入れに対する利子補給制度	所有しているディーゼルトラック又はディーゼルバスの廃車に伴う同程度の車両(低公害車又は九都県市指定低公害車で、車両総重量3.5トン以下のディーゼル自動車を除く。)への買換えで、市長が認定したもの。	市内の同一の場所で同一事業を引き続き1年以上行い、かつ、市民税等を滞納していない中小企業者。	補助率 支払利子の2/3(借入金額の合計が2000万円以内、年利2パーセント以内)	

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
神奈川県	川崎市	電気自動車導入助成事業	搭載する電池がリチウムイオン電池であり、電気自動車用急速充電器の利用が可能なもの	1 川崎市内に住所を有する個人 2 川崎市内に事業所を有する法人事業者 3 上記1、2がリースで使用する際のリース事業者	1台15万円
		倍速充電スタンド導入助成事業	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に充電するための単相交流定格電圧200VでSAE J1772規格の充電コネクタを有する充電設備	公共の用に供する目的で、川崎市内に、倍速充電スタンドを導入する土地又は建物の所有権を有する者(土地又は建物の所有者の承認がある場合は、使用者でも可)	倍速充電スタンドの本体価格及び分電盤までの給電ケーブル費用の1/2(上限20万円) ただし、国から2/3助成されるものについては、倍速充電スタンドの本体価格及び分電盤までの給電ケーブル費用の1/3(上限20万円)
		低公害車導入助成事業	1 天然ガス自動車 2 ハイブリッド自動車(車両総重量3.5トン超) 3 使用過程のディーゼル車を天然ガス自動車へ改造した自動車	・川崎市内に事業所を有する法人事業者 ・上記がリースで使用する際のリース事業者	1、2 最大積載量4トン未満: 20万円 1、2 最大積載量4トン以上: 40万円 3 30万円
	横浜市	低公害車等普及促進対策費補助金交付事業	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の導入	事業者・個人及び市内事業者・個人へリースするリース事業者	【補助額】 電気自動車: 2.5万~10万円 プラグインハイブリッド自動車: 10万円
			倍速充電設備	横浜地域に、公共の用に供する新品の充電設備を導入(設置)する土地又は建物の所有権を有する者(土地又は建物の所有者の承認がある場合は、使用者でも可)又はリース事業者。	本体: 国等の補助を除く価格の1/2(上限20万円) 工事費: 工事費算出額を基本とし、国補助相当額を除いた額を上限とする。(上限30万円)
			急速充電設備	横浜地域に、公共の用に供する新品の充電設備を導入(設置)する土地又は建物の所有権を有する者(土地又は建物の所有者の承認がある場合は、使用者でも可)又はリース事業者。	本体: 国等の補助を除く価格の1/2(上限50万円) 工事費: 工事費算出額を基本とし、国補助相当額を除いた額を上限とする。(上限100万円)
			機械式駐車装置充電設備	横浜地域に、公共の用に供する新品の機械式駐車装置充電設備を導入(設置)する機械式駐車装置の所有権を有する者(機械式駐車装置所有者の承認がある場合は土地、建物の所有者、またはその土地、建物の使用者でも可)又はリース事業者。	盤: 機械式駐車場1基につき50万円 パレット部: 1パレットにつき15万円 ただし、いずれも国補助相当額を除いた額のうち上記金額の範囲。
	相模原市	次世代クリーンエネルギー自動車購入奨励事業	次のすべてに該当するもの ・4輪以上の電気自動車で、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能であること。 ・新車であること。 ・使用の本拠の位置が市内であること。	次のいずれかに該当する者 ・市内に現在まで引き続いて1年以上在住する個人であって住民税に未納がないこと ・市内に現在まで引き続いて1年以上本店又は主たる事務所がある法人であって法人市民税に未納がないこと ・リース事業者であって、上記1又は2の者に貸与するために対象自動車を購入し、住民税又は法人市民税に未納がないこと。ただし、月々の貸与料に補助金相当額の減額が反映される場合に限る。	150,000円又は通常車両との差額の1/8のどちらか低い額
			低公害自動車市営駐車場料金割引事業	電気自動車、ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車	市内に在住、在勤又は市内で事業を営む者

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
神奈川県	横須賀市	電気自動車導入費補助金	市内で生産された電気自動車の導入	市内に事業所を有する事業者	1台につき20万円
		家庭用電気自動車購入費補助金	市内で生産された電気自動車の導入(リースは対象外)	市内に住所を有する個人	1台につき5万円
		電気自動車用充電器設置費補助金	電気自動車用充電器の設置	市内に充電器を設置する事業者	本体価格+工事費の5分の4 ・急速 上限100万円 ・普通、PCS、課金装置 上限50万円
		横須賀市環境設備機器設置費補助金	市内で生産された電気自動車専用のPCSの設置	市内の住宅にPCSを設置する個人	1件につき5万円
	平塚市	電気自動車等購入補助金	・電気自動車(日産自動車(株)リーフ/三菱自動車工業(株)i-MiEV、ミニキャブ・ミーブ、ミニキャブ・ミーブトラック/ (株)光岡自動車 雷駆(ライク)/本田技研工業(株)フィットEV/マツダ(株)デミオEV)で急速充電器対応のもの ・電動バイク(ヤマハ発動機(株)EC-03/本田技研工業(株)EV-neo、EV-neoPRO、スズキ(株)e-Let's、e-Let'sW) ・電気自動車、電動バイクとも新車に限る	・市内に引き続き1年以上住所を有する市民、事業者が新たに購入する場合 ・本市内に保管場所を有する個人又は事業者にリースするために新たに電気自動車等を購入する場合	・電気自動車 50,000円 ・電動バイク 10,000円
		藤沢市電気自動車導入補助制度	搭載されたリチウムイオン電池によって駆動され、電動機を原動機とする検査済自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものであり、かつ、国から導入等補助金を受けられる車両	・市内に1年以上在住する市民 ・市内に事業所または事業所を有する法人または個人事業者 ・個人または事業者からリースする業者	1台 100,000円
	小田原市	地球温暖化対策推進事業費補助金	低公害車(電気自動車・天然ガス自動車)の導入・リース	1年以上前から市内に住所を有する個人、又は1年以上前から事業所を有し、当該事業所で事業を営んでいる事業者	購入の場合は、基準額に調整率(個人15%、法人7.5%)を乗じて得た額(個人においては上限5万円、法人においては上限3万円)。 リースの場合は、5年以上の契約の場合は購入時の補助金額と同額とし、3年以上5年未満の契約の場合は、購入時の補助金額に3/5を乗じて得た額とする(1万円未満切り捨て)。
		電気自動車購入費補助事業	①4輪以上の電気自動車で、電気自動車用急速充電器の利用が可能であること。 ②新車であること。 ③使用の本拠の位置が茅ヶ崎市であること。	①市内に1年以上居住している個人 ②市内に1年以上事務所又は事業所を有している法人 ③自動車リース事業者(ただし1.2に掲げる者に電気自動車をリースすることとし、補助金相当額分の値引きをされたリース料金とする契約によるものに限る)	1台につき¥100,000
	海老名市	海老名市環境保全対策支援事業補助金	電気自動車の導入・リース(申請は導入前)	(1)新規に対象施設を設置・導入等をする方 (2)市内の自宅または事業所に施設等を設置する方 (3)市税及び国民健康保険税の未納がない方	1台につき100,000円
	座間市	電気自動車購入補助金	搭載されたリチウムイオン電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査証の燃料の種類が電気のみであるもの。	市内に1年以上住所を有する個人、市内に1年以上事務所又は事業所を有する法人もしくは個人事業者	1台につき10万円。ただし、市内の事業所において生産されたリチウムイオン電池を搭載する電気自動車は、20万円を加算。
		電気自動車急速充電器設置補助金	一般の用に供する電気自動車用急速充電器	市内に1年以上事務所又は事業所を有する法人又は個人事業者	補助対象経費から国、県等の補助額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額。限度額50万円
	綾瀬市	綾瀬市電気自動車購入補助金交付事業	電気自動車の新規購入	市民、法人市民税の申告をしている市内事業者 市税及び国民健康保険税に滞納がないこと	1台につき100,000円

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
神奈川県	寒川町	寒川町電気自動車導入補助金	・搭載されたリチウムイオン電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査証に記載される燃料の種類が電気である自動車で、自動車検査証に記載される本拠地が町内である ・国の補助制度の対象である自動車	町内に1年以上居住している個人又は、町内に事務所等を有する法人若しくは個人事業者	1台につき80,000円 補助予定件数：2件
	大井町	大井町電気自動車等購入費補助金	電気自動車、電動バイク	個人、法人(いずれも1年以上町内に所在している者)	電気自動車 5万円 電動バイク 1万円
		大井町電気自動車用急速充電設備設置費補助金	電気自動車用急速充電設備(定格出力10Kw以上)	個人、法人(いずれも1年以上町内に所在している者) 町税等に滞納がないこと	5万円
	箱根町	電気自動車等購入費等補助金	電気自動車：搭載されたリチウムイオン電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪車以上自動車(急速充電器利用可能なもの)の購入又はリース 電動バイク：搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする原動機付自転車の購入	町内に在り1年以上の個人又は、町内に事業所を有する事業者で、町税等に滞納がない者	平成21～25年度までの5年間 電気自動車5万円 電動バイク2万円
		電気自動車用普通充電器設備設置費補助金	補助対象とする充電器設備は、電圧200V用コンセント付電気自動車普通充電スタンド(自立タイプ・壁掛けタイプ)とする。	町内において、1年以上引き続き観光客を対象として事業を行う事業者で、観光施設等を開設し、経営している法人であることまた、町税等に滞納がないこと及び補助の対象となった充電器設備を、使用開始の日から3年以上にわたって観光客が利用することを予定し、かつ、その設置に当たっては、観光客が利用しやすい場所に設置してあること。	補助金額は、充電器設備設置費用の2分の1以内の額とし、補助限度額を10万円とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
	湯河原町	湯河原町電気自動車導入補助金	電気自動車の購入・リース	当該自動車を新規導入し3年以上利用する予定があり、町税等に滞納がない、町内に1年以上在住の個人または事業者	1台につき5万円(年度内1世帯(事業者)1台まで)
	清川村	電気自動車等導入補助事業	電気自動車及びプラグインハイブリット車の導入・リース	村内に住所を有する個人及び村内に本店もしくは主たる事務所等を有する事業所	電気自動車等1台につき、個人50,000円、法人30,000円を補助
新潟県	新潟県電気自動車関連産業育成事業補助金	ガソリン自動車等から公道走行可能な電気自動車への改造に要する経費	新潟県内の個人または企業等の法人	1台あたり300千円	
	新潟県電気自動車利用促進事業補助金	①電気自動車に充電するための急速充電器本体及び付属品購入費 ②①により購入した充電設備の設置に直接係る工事費	地方公共団体、法人格を有する民間団体または個人事業者	補助対象経費の1/2以内で、急速充電器1台あたり100万円が補助の上限。	
新潟県	新潟市	新潟市電気自動車等充電設備設置補助金	電気自動車用充電コンセント(入力電力200V、国・県の補助対象となっていないもの)	市内事業者	充電設備設置費の1/2以内 補助限度額10万円
	長岡市	長岡市圧縮天然ガス自動車導入事業補助制度	CNG車(バイフューエル車を含む)の新規購入・リース	・使用の本拠の位置を市内とするCNG車を新規に購入する市内事業者 ・市内事業者に対し使用の本拠の位置を市内とする新規登録のCNG車をリースするリース事業者	補助率：CNG車両の本体価格と通常車両価格の差額から他団体の補助金の額を控除した額の1/3以内
	柏崎市	柏崎市電気自動車等購入補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入、リース	柏崎市内の個人または事業者	車種、型式により定める1台当たり補助限度額 三菱アイミーブ 206～212千円 三菱ミニキャブミーブ 186～212千円 三菱ミニキャブミーブトラック 93～103千円 日産リーフ 175～195千円 マツダデミオEV 212千円 ホンダフィットEV 283千円 トヨタeQ 192千円 トヨタプリウスPHV 33千円 三菱アウトランダーPHEV 30～35千円 ホンダアコードPHV 41千円

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
新潟県	十日町市	十日町市改造電気自動車開発支援事業補助金	ガソリン自動車等から公道走行可能な電気自動車への改造に要する経費	①十日町市内の個人または企業等の法人 ②納期限の到来した市税を完納している者	1台あたり 300千円
	燕市	新エネルギー設備等導入設置費補助金	経済産業省のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の交付対象となる電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車であること、かつ申請者が車両の所有者又は使用者であること。	燕市内の個人または企業等の法人	経済産業省のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の1/4 (上限 150千円)
	佐渡市	クリーンエネルギー活用事業補助金	・電気自動車 ・プラグインハイブリッド自動車	新規登録日の1年以上前から市内に住所を有する個人または、市内の事業所で事業を営んでいる事業者。	センター事業の補助金額の50%以内 上限 電気自動車 35万円 プラグインハイブリッド自動車 10万円
	刈羽村	刈羽村クリーンエネルギー自動車導入事業補助金	①低公害車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車)を新車で購入した場合の費用	刈羽村に住所を有する個人	一般財団法人次世代自動車振興センターが公表する、クリーンエネルギー自動車導入補助事業の補助金交付額一覧を基準とする。 ※ただし、上限を30万円とする。
富山県		富山県低公害バス導入促進事業費補助金	環境保全の目的を達成するため知事が特に必要と認めた地域における路線に対し、低公害バスを購入する事業	路線バス事業者	・同種の一般のバスとの差額及び付属品に係る経費として知事が認めた額 ・補助率 1/6
		人にやさしいエコバス推進事業費補助金	主として富山空港を連絡する路線の運行の用に供する車両とし、次の要件を満たすもの (1) 低公害バスであること (2) 低床バスであること (3) 新車であること (4) 知事が別に指定する外装とすること (5) 知事が別に指定するパンフレット及びチラシ等を車内に常置すること (6) その他知事が必要と認める要件	路線バス事業者	当該車両の実購入費(車両本体及び運行に必要な附属品の価格の合計から消費税を除いた額)から備忘価格として1円を控除した額 補助率 1/4 1台あたり上限 7百万円
富山県	富山市	富山市電気自動車用充電設備設置費補助事業	国(一般社団法人 次世代自動車振興センター)の補助金の交付を受け、以下の条件を満たすもの ※国の補助金の交付を受けていないものは補助対象外 (1) 普通充電器又は急速充電器であって、漏電対策及び防水対策が講じられているもの (2) 市内に設置される充電設備であること (3) 未使用の充電設備(中古設備は不可)であること (4) 既存の設備の更新ではない充電設備であること (5) 充電設備の設置に関し、本市のほかの補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受けていないものであること (6) 「一般社団法人 次世代自動車振興センター」の次世代自動車充電インフラ整備促進事業において補助対象機器として認定されている機器及び工事費であること	充電設備を所有している事業者又はリース事業者	【通常の場合】 ・充電設備の購入及び設置に要する工事費から国(一般社団法人 次世代自動車振興センター)等の補助金を控除した額に1/2を乗じて得た額 【同一事業者が5基以上の一括整備を行う場合】 ・充電設備の購入及び設置に要する工事費用から国(一般社団法人 次世代自動車振興センター)等の補助金を控除した額に2/3を乗じて得た額 ※利用者を限定するなど公共性を有しない充電設備(一般社団法人 次世代自動車振興センターで「第4の事業」として区分されるもの)については、充電設備の購入のみに対する補助 ※同一事業者には、リース契約により充電設備を使用する事業者を含む
石川県	金沢市	金沢市電気自動車用充電設備設置費補助金	電気自動車用充電設備の設置	市内で1年以上引き続き集客施設を営んでいるもの(ただし、主たる事業が自動車販売業である者を除く)	補助率 購入費及び設置工事費の合計額(国の補助金その他収入がある場合は、その額を控除した額)の1/2 限度額 急速充電設備 300,000円 普通充電設備 100,000円

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
福井県	次世代(省エネ)自動車活用イベント促進事業補助金	EV・PHVレンタカーのレンタルに要する経費	県内のイベント等において、EV・PHVレンタカーを利用する団体等	定額(上限10千円)
山梨県	環境にやさしいバス普及促進事業費補助金	CNGバス、優良ハイブリッドバス	一般乗合旅客自動車運送事業者	国交省「低公害車普及促進対策費補助金」との協調補助による。 【補助率】 次の額の少ない率 ・車両購入価格の1/8 ・経年車の廃車を伴う新車導入では通常車両価格との差額の1/4、新車のみ導入では差額の1/6 【限度額】 250万円
長野県	軽井沢町電気自動車等普及促進事業	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の購入又は賃貸借(リース)(長野ナンバーに限る。)	購入する電気自動車等の新規登録の日(賃貸借(リース)契約の場合は、契約書に記載された使用開始日)において、町内に継続して1年以上住所を有している個人の方及び町内に継続して1年以上家屋である別荘を所有している個人の方でいずれも既に納期限が到来した町税を滞納していない方	車両本体価格の10%以内(賃貸借(リース)の場合は、契約期間内における7%以内) 【上限30万円】
	軽井沢町電気自動車用急速充電器設置事業	一般電気工作物(電気事業法第38条第1項の規定に適合する充電設備)のうち、電気自動車に充電するための機器であって、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置と電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10キロワット以上のもので公衆の用に供するもの	公衆の用に供する電気自動車用急速充電器を町内に設置する個人又は法人で、申請日において、町内に継続して1年以上住所又は事務所若しくは事業所を有しており、既に納期限が到来した町税を滞納していない方	電気自動車用急速充電器本体価格の1/4以内 【上限75万円】
	原村	原村電気自動車等導入補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド車の新規導入	個人 ・1年以上原村に在住している者 ・村税及び上下水道料金等、村への納付金に滞納がない者 ・村内に保管場所があること
長野市	長野市生活路線バス低公害車両購入費補助金	市内バス路線に用いる優良ハイブリッド・ノンステップバスの新車車両購入費 ※1 窒素酸化物の排出量が10%以上低減、粒子状物質の排出量が50%以上低減された車両 ※2 台数要件 1事業者当たり単年度2台以上	一般乗合旅客自動車運送事業者	購入価格と通常車両価格との差額に1/4を乗じて得た額
静岡県	電気自動車用充電インフラ整備事業	静岡県内の公共施設に設置する急速充電器	・県内市町(政令指定都市を除く) ・非営利法人 ・第3セクター等	国補助対象経費から国補助額を引いた額の2分の1 上限額100万円
	電動二輪車普及促進事業	電動バイク(CEV補助金対象車両で県内に車両登録する新車)	個人・法人(国・地方自治体は除く)	1台あたり3万円
静岡県	浜松市電動二輪車導入促進事業費補助金	電動バイク(国の「クリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金」の対象となり、「型式認定」を取得している二輪の第一種原動機付自転車)	市民、市内事業者	補助金額:1台当たり2万円 補助件数:50件
	富士市市民温暖化対策事業費補助金	クリーンエネルギー自動車(次に掲げる自動車であって、経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金要綱において、補助対象となるもので事業用の車両でないもの ア:電気自動車 イ:プラグインハイブリッド自動車)	市内に居住し、対象となるクリーンエネルギー自動車を購入する方で市税を完納している方。	一律5万円
	袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金	非営利目的で購入した、初度登録のクリーンエネルギー自動車(EV車、PHV車、メタノール自動車、天然ガス自動車)及び電動の原動機付自転車	市内に住所を有する者(個人)で、市税の滞納がない者	購入に要した費用の2分の1以内(千円未満切捨て)で、上限額2万円(クリーンエネルギー自動車)又は上限5千円(電動の原動機付自転車)
	湖西市	新エネルギー及び省エネ機器導入支援補助金	電気自動車・PHV	市民(個人)

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
静岡県	御前崎市	御前崎市新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金	初度登録のクリーンエネルギー自動車(電気自動車(EV)、プラグ・イン・ハイブリッド車(PHV)、メタノール自動車、天然ガス自動車)で自家用のもの	市内に住所を有する者で、市税等の滞納がない者	1台当たり40,000円 1世帯につき1回限り	
愛知県		低公害車導入促進費補助金	CNGトラック・バスの新車の導入 ハイブリッドトラック・バスの新車の導入 電気自動車トラックの新車の導入 電気自動車乗用車(PHVを含む。)の新車の導入	旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者	新車の導入:CNG・ハイブリッドのトラック・バスは車両本体価格と通常車両価格との差額の1/3以内 新車の導入:電気自動車トラック・乗用車は車両本体価格と通常車両価格との差額の1/4以内	
愛知県	名古屋市	最新規制適合自動車代替促進事業	①車両総重量3.5t超の平成16年規制以前のディーゼル貨物自動車からポスト新長期規制適合車への買い替え ②車齢8年超の送迎用自動車(軽自動車以外)からポスト新長期規制適合車(天然ガス車又はハイブリッド車)への買い替え	①中小企業 ②学校教育法、児童福祉法、社会福祉法、医療法に該当する施設を持つ法人	①②車両本体価格の3% (天然ガスを燃料とする自動車への改造は、車両本体価格と改造費の3%)	
	豊橋市	電気自動車購入等補助金	電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	1.自ら使用する目的で購入し、初度登録する時点において、1年以上市内に在住する個人 2.事業に使用する目的で購入し、初度登録する時点において、1年以上市内に本社等を有している中小事業等の事業者 3.上記1、2に該当する者に貸与するリース事業者	車両本体価格の5%(千円未満切捨て) ※上限 EV 70,000円 PHV 40,000円	
			電気自動車用急速充電設備	豊橋市内において、不特定多数の者が利用できる駐車スペースに充電設備を新たに設置する法人又は個人の事業者の方で、その設置場所を広く公表し、かつ、有料・無料を問わず不特定多数の者に利用させるもの	電気自動車用急速充電設備購入者が利用できる駐車スペースに充電設備を新たに設置する法人又は個人の事業者の方で、その設置場所を広く公表し、かつ、有料・無料を問わず不特定多数の者に利用させるもの	電気自動車用急速充電設備購入費の4分の1 上限750,000円
	岡崎市	岡崎市新エネルギーシステム設置等補助金(電気自動車充電設備)	電気自動車用充電設備設置	市内に事業所を有する法人(国、地方公共団体及びリース業者除く。)	設備設置費の1/2 上限10万円 (1施設1基まで)	
	刈谷市	低公害車購入費補助事業	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車 ※事業用のプラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車は、排気量1800cc以下に限る。	【個人用】 非営利目的で購入する個人で、市内に住所を有し、かつ、低公害車の自動車検査証に記載されている登録年月日前6月以上引き続き市内に住所を有しているもの(海外からの転入者のうち、海外転出前に市内に住所を有していた者で、通算して6月以上市内に住所を有しているものを含む。) 【事業用】 市内に事務所又は事業所を有し、低公害車を市内の事務所又は事業所において自らの事業の用に供するため購入する事業者	・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 一台につき15万円 ・ハイブリッド自動車、天然ガス自動車 一台につき5万円 ただし、事業用は1事業者につき1年度1台まで。	
	豊田市	豊田市エコファミリー支援補助金 次世代自動車購入に対する補助	①対象車種:PHV、EV、超小型EV ②平成25年4月1日以降に自ら使用する目的で新車登録されたもの	①新車登録日の1年以上前から申請の際まで、引き続き市内に在住している方 ②豊田市税を滞納していない方 ③エコファミリー宣言をした方 ④暴力団関係者でないこと	PHV・EVを購入した場合 ・車両本体価格の5%(1,000円未満切り捨て)、上限15万円 ・充電設備を設置した場合、上限5万円の上乗せ補助 超小型EVを購入した場合 ・車両本体価格の5%(1,000円未満切り捨て)、上限3.5万円	
	事業者向けPHV・EV普及促進事業補助金	①対象車種:PHV、EV ②平成25年4月1日以降に業務目的で新車登録されたもの	①市内に本社、支社、支所、支店等を置く法人 ②補助金の申請日以前から事業を始めている法人 ③豊田市税を滞納していない法人 ④暴力団関係者でないこと	・車両本体価格の5%(1,000円未満切り捨て)、上限15万円 ・充電設備を設置した場合、上限5万円の上乗せ補助		
	西尾市	低公害車普及促進事業補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入	事業者、個人	1台あたり10万円。ただし、1世帯または1法人につき10台を限度とする。	

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
愛知県	田原市	田原市電気自動車等購入補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	個人で新車登録時点で1年以上市内に居住している者	補助額：車両本体価格×5% 補助限度額：10万円
		田原市電気自動車等購入補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	事業用で新車登録時点で1年以上市内に本社等を有する者	補助額：車両本体価格×5% 補助限度額：10万円
		電気自動車等普通充電設備設置補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の普通充電設備	市内に住所を有する事業者の方、田原エコチャレンジ宣言に登録されている方	補助対象経費の2分の1以内(上限15万円)
	みよし市	みよし市低公害車普及促進事業	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車	市内在住の個人	5パーセント・上限8万円
三重県		天然ガス自動車普及促進事業	天然ガスバス、天然ガストラックの購入 使用過程ディーゼル自動車の天然ガス自動車への改造	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者、中小企業者、その他これらに準ずるものとして知事が認定した者	【補助率】 (1) 購入 (バス) 一般車との差額の1/6 (トラック) 一般車との差額の1/6 (2) 改造 (バス、トラック) 一般車との差額の1/6 【限度額】 (1) 購入 (バス) 166.6万円/台 (トラック) 車両総重量3.5t超 ・最大積載量4t以上 50.4万円/台 ・最大積載量4t未満 13.4万円/台 (2) 改造 (バス) 166.6万円/台 (トラック) ・最大積載量4t以上 50.4万円/台 ・最大積載量4t未満 13.4万円/台
三重県	鈴鹿市	鈴鹿市クリーンエネルギー自動車購入補助金	ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、メタノール自動車	(1) 対象自動車の初度登録時点で引き続き6か月以上継続して、鈴鹿市に在住している個人の方 (2) 市税を滞納していない方(ただし、納税免除者を除きます。) (3) 補助金の交付は、当該年度内において1人1台限りとする。	補助金額(1件につき) ・4万円(ホンダ社製) ・2万円(ホンダ社製以外) 補助予定件数 ・ホンダ社製：110件 (前期・後期各55件) ・ホンダ社製以外：80件 (前期・後期各40件)
	川越町	川越町低公害車購入費補助	低公害車(電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド)の導入	新車登録時点で2年以上川越町内に住所を有する個人又は同一事業を営む事業者	車両本体価格から国等の補助金額を控除した額に100分の5を乗じた額 千円未満切捨て、上限5万円
京都府		京都府電気自動車等導入促進対策補助金	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)	タクシー事業者、レンタカー事業者及び貨物運送事業者(リース導入も含む)	【補助率】 一般社団法人次世代自動車振興センター補助金の1/2(ただし、自動車車検証の使用者の住所が京都市内の場合(以下「京都市内の場合」という。)は1/4) 【補助限度額】 EVの場合 420千円(京都市内の場合 210千円) PHVの場合 210千円(京都市内の場合 105千円)

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
京都府	京都市	電気自動車等導入促進対策補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド車	市内のタクシー・レンタカー・貨物運送事業者(リース導入も含む)	一般社団法人次世代自動車振興センター補助金の1/4程度(上限 EV 21万円/台 PHV 10.5万円/台)
		低公害車普及促進事業補助金	天然ガス自動車、ハイブリッド自動車	市内の中小貨物運送事業者(リース導入も含む)	基準車両との差額の1/4または基準改造費の1/4 上限: 25万円
		電気自動車等用充電設備設置補助金	電気自動車等用充電設備	①広く市民が利用できる場所に充電設備を設置する事業者、個人 ②電気自動車等を用いたカーシェアリングに利用するために共同住宅等に充電設備を設置する事業者、個人	本体価格の1/4(上限10万円)
	精華町	精華町電気自動車導入補助金交付要綱	「けいはんなエコシティ次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト」に参加及び協力する者のために必要な経費の一部(平成25年度で終了予定)	「けいはんなエコシティ次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト」に参加し、精華町の住民基本台帳に1年以上記録されている者	10万円
	舞鶴市	中小企業環境対策設備導入促進補助金(略称:舞グリーン・プラス)	低公害車(事業用に限る)導入 ※電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定かつ低燃費車	中小企業地球環境対策特別融資(略称:舞グリーン)を利用して設備を導入した市内の中小企業	対象設備の導入費用に5%を乗じて得た額(千円未満切捨) 補助限度額: 100万円
舞鶴市電気自動車・電力供給設備導入支援補助金		・(電気自動車)一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車等導入費補助事業)業務実施細則別表1に掲げる電気自動車(EV・PHV)のうち、普通自動車、小型自動車又は軽自動車の購入・リース ・(電力供給設備)電気自動車に搭載された駆動用の蓄電池に蓄えられた電気を、住宅の分電盤や家電製品等へ供給する設備で、最大出力が1500W以上のものの導入	・主に舞鶴市内で使用すること ・市税の滞納のない者 ・家庭で使用すること(事業用は対象外) ・自動車検査に所有者または使用者として記載されている者	・電気自動車 限度額15万円 ・電力供給設備 補助率1/3 限度額10万円	
大阪府	堺市	堺市バス利用促進等総合対策事業補助	堺市内で運行する路線バス車両	バス運営事業者	CNG及びハイブリッドバスに対する改造費の3/4 *但し国交省との協調補助
		堺市電気自動車等充電設備設置費補助事業	電気自動車等専用充電設備(200V充電設備)設置費	土地又は建物を保有する法人・事業者等	専用充電設備本体(新設に限る)費用と本体の設置に伴う工事費および電源工事費(充電設備の設置に必要な部分に限る)の合計額の1/2(上限15万円)
	泉大津市	EV用充電スタンド設置費補助金	電気自動車用充電スタンド設置	事業者及び個人	2万円
	八尾市	八尾市低公害車普及促進対策費補助金交付要綱	CNGバス及びCNGトラックの新車の導入に係る車体本体価格又は使用過程にあるディーゼル車のCNGバス及びCNGトラックへの改造に要する経費	一般乗合旅客自動車運送業者、一般貨物自動車運送業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして市長が認定した者	10,000円
	豊中市	豊中市中小企業公害融資利子補給制度要綱	・環境・省エネルギー等への設備投資等 ・ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、電気充電設備またはポスト新長期規制適合車(ディーゼル車に限る)などを取得するために必要な設備資金	市内の中小企業者で、「大阪府中小企業低公害車等購入資金特別融資」及び「日本政策金融公庫環境エネルギー対策資金」の利用者	(1) 約定期間内に支払う利息の額に25%を乗じた額 (2) 要綱施行以前に融資を受けたものについては、施行の日から換算した利息の額(ただし、利息補給のある分については、当該額を差し引く)に50%を乗じた額。 ただし、一事業所当たり年間40万円を限度とする。

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
兵庫県		低公害車導入補助事業	低公害車(天然ガス、ハイブリッド、メタノール、電気)の購入又はリース	民間事業者へ補助する市町	市町補助額の1/2(限度額100万円)
		ディーゼル車への排出ガス低減装置装着助成事業	大型バス又は車両総重量8トン以上のトラックの排出ガス低減装置の導入	民間事業者	補助率1/4(限度額35万円)
		運送事業者への低公害車普及促進補助事業	CNGバス、総重量2.5トン超のCNGトラック、ハイブリッドバス及び総重量3.5トン超のハイブリッドトラックの購入又はリース	民間運送事業者及びリース事業者、市町	・一般車との差額の1/3(廃車なし) ・一般車との差額の1/2(廃車あり) ・神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市については協調(市の補助額の1/2) ※国土交通省の補助を受けることが要件
兵庫県	神戸市	神戸市次世代自動車普及促進補助制度	神戸市内に使用の本拠を置く、次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びCNG自動車)の購入。ただし、ハイブリッド自動車及びCNG自動車については、乗用車を除く。国土交通省又は経済産業省との協調補助による。	神戸市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者、あるいは左記事業者に補助対象車両をリース契約により貸出しするリース事業者(ただし、公法人、独立行政法人国又は地方公共団体が50%以上出資する法人等を含まない)。	兵庫県農政環境部補助金交付要綱の補助対象車両に該当する場合は、本体価格と通常車両の本体価格との差額の6分の1相当額、それ以外の車両については差額の12分の1相当額。(上限100万円)
		姫路市電気自動車等導入助成事業	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の導入	姫路市内に事務所又は事業所を置き、事業を営む個人又は法人	1台につき10万円、1事業者につき3台まで(上限30万円)
	姫路市	姫路市低公害車普及促進対策助成事業	バス:定員11人以上のCNGバス及び優良ハイブリッドバス トラック:CNGトラック及び優良ハイブリッドトラック 上記の低公害車の購入・リース又は使用過程車のCNG自動車への改造	姫路市内に使用の本拠を置く運送事業者又はその事業者到低公害車をリースする自動車リース事業者	低公害車の車両本体価格の1/4又は低公害車と通常車両価格との差額の1/3のいずれか少ない額(ただし、経年車の廃車を伴う導入については、通常車両本体価格との差額の1/2)又は使用過程車のCNG自動車への改造に係る経費の1/3)
		運送事業者への低公害車導入補助制度	バス:定員11人以上のCNGバス及び優良ハイブリッドバス トラック:CNGトラック及び優良ハイブリッドトラック 上記の低公害車の購入・リース又は使用過程車のCNG自動車への改造	市内運送事業者	改造費相当(国等との協調補助)
	尼崎市	低公害車導入補助制度	CNG車及びハイブリッド自動車(用途が貨物が特殊であるものに限る) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車(用途が乗用であるものに限る)	市内事業者(公益法人、天然ガス事業者(CNG車導入の場合のみ)、電気事業者(電気自動車導入の場合のみ)、自動車製造業者、自動車卸売業者及び自動車小売業者は除く)	リース導入 通常車両との差額(上限200万円)をリース月数に渡って補助(ただし電気自動車は25万円、プラグインハイブリッド自動車は15万円を差額とする。) 新車購入 電気自動車 25万円 プラグインハイブリッド自動車 15万円
		西宮市低公害車普及対策補助金	事業用のCNG・ハイブリッドのトラック・バスの導入・リース	市内に使用の本拠を置く運送事業者又はその事業者到低公害車をリースする自動車リース事業者	低公害車の車両本体価格の1/4又は低公害車と通常車両価格との差額の1/3(ただし、経年車の廃車を伴う導入については、通常車両本体価格との差額の1/2)のいずれか少ない額又は使用過程車のCNG自動車への改造に係る経費の1/3(ただし、国交省との協調補助)
	芦屋市	低公害車普及促進助成制度	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車	市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	車体本体等の価格に100分の5を乗じて得た額(上限額10万円)

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
兵庫県	川西市	川西市低燃費軽四輪自動車購入費補助金	電気軽四輪自動車・天然ガス軽四輪自動車 JC08モード燃費値28km/l以上の軽四輪自動車	①市内に住所を有する個人・法人であること ②平成23年4月1日以降に新規検査(新車登録)を行い、対象車を購入しているもの ③市税に滞納がないこと	1台あたり7,200円
奈良県	奈良市	平成25年度奈良市低公害車タクシー導入促進補助制度	・ハイブリッドタクシー ・プラグインハイブリッドタクシー ・電気自動車タクシー	平成25年4月1日以後に低公害車タクシーを導入した奈良市を営業区域とするタクシー事業者	・ハイブリッドタクシー 1台につき20万円 ・プラグインハイブリッドタクシー 1台につき30万円 ・電気自動車タクシー 1台につき50万円
和歌山県		電気自動車用充電設備設置補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」で補助対象に指定されている充電設備。	「和歌山県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」(以下、「ビジョン」)に基づく充電設備を設置する法人(国、電力会社、自動車販売店を除く。)又は個人事業者。ただし、中小企業基本法で定める中小企業を超える規模の事業者にあつては、公募期間開始後、年度内に設置する2箇所目以降から補助対象になります。	設備費、設置工事費から国庫補助金を控除した額の1/4の額で、県が定める上限額を超えない額 上限 充電設備： 充電設備銘柄のリストに記載された、充電設備銘柄ごとの補助金交付上限額補助率2/3の欄の額の1/8の額。 充電設備設置工事： 急速充電設備の設置工事：50万円 普通充電設備の設置工事：5万円
		電気自動車購入補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「平成25年度クリーンエネルギー自動車(CEV)等導入費補助事業」で補助対象になる電気自動車の購入。	公益事業者(公益社団法人(特例社団法人を含む。)、公益財団法人(特例財団法人を含む。)、学校法人、社会福祉法人、医療法人、更生保護法人及び特定非営利活動法人)	一般社団法人次世代自動車振興センターが定めた車両銘柄ごとの補助金交付上限額の1/2以内
鳥取県		鳥取県電気自動車等導入促進補助金	充電ステーション建設を目的とした充電器設置工事、電気工事、土木工事等に必要経費の一部を補助。	県内の市町村及び法人格を有する民間事業者	普通充電設備：3分の2 急速充電設備：2分の1
島根県	大田市	大田市電気自動車等導入費補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の導入	・市内に1年以上在住する個人 ・市内に事務所や事業所がある法人又は個人事業者 ・市内の個人や法人等に対し、電気自動車等を貸与するリース事業者	・1台につき10万円
			電気自動車用充電設備の設置	・不特定多数の者が利用できる駐車場所に、電気自動車用の充電設備を、新たに設置する事業者及び個人	・充電設備本体価格及び設置に係る工事費(消費税及び地方消費税を除く)に1/3を乗じて得た額(千円未満切捨) ※上限額：急速充電設備50万円、普通充電設備10万円

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
岡山県	岡山市	岡山市電気自動車普及促進事業補助金	・電気自動車・プラグインハイブリッドの導入 ・電気自動車専用充電設備の設置	・岡山市内に居住し、住所を有する個人 ・岡山市内に事務所または事業所を有する法人 ・上記の個人若しくは法人に対し、補助対象車両又は設備を貸与するリース事業者	・電気自動車・プラグインハイブリッドの導入 10万円/台 ※ただし、車両本体価格から国等の補助金を控除して得た額が10万円未満の場合は、その額 ・電気自動車専用充電設備の設置 機器費及び設置工事費から国等の補助金を控除した額の1/3 上限額:急速充電設備50万円、普通充電設備10万円
	倉敷市	倉敷市電気自動車等導入促進補助金	1 電気自動車の購入・リース 2 電気自動車専用充電設備設置購入・リース	1 電気自動車の購入 ア 申請時点で1年以上継続して市内在住の市民 イ 市内に事務所または事業所を有する法人もしくは個人事業者 ウ アまたはイの者を対象に電気自動車のリースを行う事業者 2 電気自動車専用充電設備の設置 市内の不特定多数の者が利用できる駐車場に電気自動車の充電設備を新たに設置する市民・法人・個人事業者。またはこれらの方を対象に充電設備のリースを行う事業者	1 電気自動車の購入 ・本体購入費 ・電気自動車1台あたり20万円(購入額が20万円未満の場合は当該購入額) 2 電気自動車専用充電設備の設置 購入費及び設置工事費の合計額 ・補助対象経費に4分の1を乗じて得た額(1000円未満の端数は切捨て)。ただし、急速充電器については上限30万円、その他の充電器については上限10万円
	総社市	電気自動車等購入助成金	電気自動車	市内に居住する個人、又は市内に主たる事務所を置く法人	100,000円/1台
	美咲町	美咲町クリーンエネルギー自動車導入促進補助事業	低公害車の導入	個人	振興センターからの補助金の1/2、上限10万円
広島県	広島市	広島市低公害バス普及促進対策補助金	CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス	一般乗合旅客自動車運送事業者	車両本体価格の8分の1又は通常車両価格との差額の4分の1
	庄原市	庄原市バス運行対策補助金(低公害車普及促進対策)	優良ハイブリッドバス	交通事業者	国庫補助金額と同額を限度
		庄原市バス運行対策補助金(市運行生活交通路線車両購入費補助金)	ノンステップバス	交通事業者	国庫補助金額と同額を限度
山口県	防府市	防府市地球温暖化対策施設等整備資金利子補給金	山口県地球温暖化対策施設等整備資金の融資を受けて地球温暖化対策施設(省エネ改修、燃料設備の転換、低公害車の導入等)の整備等を行う中小企業者等に対し、毎年度、予算の範囲内で利子補給金を交付する。 ※低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、LPG自動車)	中小企業者等	取扱金融機関に対して支払った利子(遅延利子を除く。)のうち年利1.9パーセント又は約定利子の年利率のいずれか低い方の割合で計算した額。
福岡県	北九州市	北九州市電気自動車等導入助成事業	○電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	市民・市内事業者(これらに貸与するリース事業者)	○車両導入補助 ・補助額 車両導入に有する経費の一部 1台あたり車両本体価格の3%(上限10万円) ・申請期間 H25.4.1~H26.2.28
	福岡市	福岡市次世代自動車普及促進事業補助金	1) 電気自動車の購入 2) 充電設備(急速、普通)の設置	1) 個人、法人(リース含む)他 2) 駐車場の管理又は保有者	1) 1台あたり車両本体価格の5%以内、上限10万円 2) 1基あたり本体及び工事費の1/2以内、上限20万円(急速)、上限10万円(その他)
		福岡市低公害車普及促進事業費補助制度	低公害車(バス) ※CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス、クリーンディーゼルバス	バス事業者	通常車両本体価格との差額の1/4

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
佐賀県		佐賀県電気自動車等導入促進事業補助金	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・電動二輪車の導入・リース	県内に1年以上在住している個人、県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業者(レンタカー・タクシー事業者含む)、先にあげた2つに該当する個人又は事業者者にリースするリース事業者	車種ごとに限度額の範囲内で定額で設定 自動車:100千円 原付二輪:35千円
		佐賀県電気自動車等急速充電設備整備促進事業補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターの「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の「第1の事業」の交付決定を受けた急速充電設備	佐賀県内において急速充電設備を設置する者	一般社団法人次世代自動車振興センターの「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の「第1の事業」の交付決定額を4分の1した額とし、上限250万円を上限とする。
長崎県		長崎県EV・PHVタウン推進補助金	(EV・PHV) ①クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の対象となる四輪以上のEV又はPHV(急速充電設備) ②クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の対象となる急速充電設備	I 県内市町 II 県内に事業所を有する法人 III I IIにリースするリース会社	①補助対象経費(*国補助金)の1/2以内 ②*国補助金の1/2以内 *クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 ※①②ともに県内の離島に本社を置く法人は補助率が2/3以内となる
		電動バイク普及促進事業費補助金	県内の事業所及び高校通学生が電動バイク(新車に限る)をメンテナンスリースによりリース会社と契約する場合、一定要件の下、リース会社へ補助し、リース料を補助相当分減額する。	電動バイクを提供するリース事業者	高校通学用リース 補助率:95% 上限439千円 事業用リース 補助率:50% 上限135千円
大分県	大分市	大分市環境にやさしい自動車導入推進事業	電気自動車(4輪以上のものに限る)の購入・リース	・電気自動車を新規登録した時点で本市に1年以上居住している個人。 ・市税を滞納していない者。 ・暴力団関係者でないこと。	1台20万円/人 ※平成25年7月25日に予算額(50台分)に達したため、終了しました。
鹿児島県		鹿児島県屋久島電気自動車普及促進支援事業補助金	電気自動車の導入・リース (1)四輪以上の電気自動車で、搭載する電池がリチウムイオン電池であること。 (2)初度登録前のものであること。 (3)自動車検査証に記載される所有者又は使用者の氏名若しくは名称が補助事業者であること。 (4)屋久島内に使用の本拠を設定し、屋久島でのみ使用するものであること。 (5)リース事業者にあつては、県からの補助金相当額分を反映した貸与料金の設定がなされていること。	(1)屋久島に居住している個人 (2)屋久島に事業所を有している法人及び個人事業者 (3)(1),(2)に該当する者に電気自動車を貸与するリース事業者	(電気自動車車両本体価格-同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車本体価格)×1/2以内 (上限額100万円/台)
		屋久島電気自動車用充電設備普及促進支援事業補助金	電気自動車用充電設備の導入・リース (1)新品であること。 (2)屋久島に設置するものであること。 (3)リース事業者にあつては、県からの補助金相当額分を反映した貸与料金の設定がなされていること。	(1)屋久島に居住している個人 (2)屋久島に事業所を有している法人及び個人事業者 (3)(1),(2)に該当する者に電気自動車用充電設備を貸与するリース事業者	(1)ビジョンに示された要件を満たし、かつ公共性を有する充電設備の設置の場合 充電設備機器費の3分の1以内 (2)上記以外の充電設備の設置の場合 充電設備機器費の2分の1以内 (3)(1),(2)いずれの場合も上限額は、1基当たり150千円 ただし、給電機能を有するものは、1基当たり300千円
鹿児島県	鹿児島市	電気自動車普及促進事業補助金	乗車定員4人以上の電気自動車(新車に限る)	・補助金交付申請日及び交付日に鹿児島市内に住所を有し居住している個人か事業所を有する法人 ・市税の滞納がない個人か法人 ・自ら使用する目的で購入し、使用の本拠を市内に置く法人	電気自動車1台につき15万円 ※一個人または法人につき、一年度に1台の補助
		環境対応車普及促進対策補助金	天然ガストラック、ハイブリッドトラック(新車に限る)	・申請日、車両登録日、補助金交付日に鹿児島市内に事業所を有する法人又は個人事業主 ・市税の滞納がない法人又は個人事業主 ・自ら使用する目的で購入し、使用の本拠を市内に置く法人又は個人事業主	環境対応車1台につき10万円 ※一事業者につき、一年度に5台を限度

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
鹿児島県	薩摩川内市	地球にやさしい環境整備事業補助金	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金に応募し、採択事業者から補助金の交付確定通知書を受領したもので、乗車定員4人以上である初年度登録した電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車	薩摩川内市に住所を有する方	国の補助額の1/3の額(1,000円未満切捨て)で、上限額30万円。
	霧島市	霧島市低公害車導入費補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程により補助を受けて購入した電気自動車・プラグインハイブリッド自動車で、使用の本拠の位置が当市内にあること。	本市に住所を有する個人、法人等で本市に住所を有する者(住所を有することになった日から1年以上住民であること)	採択事業者が実施する低公害車導入費補助金の額が10万円以上100万円未満のときは10万円とし、100万円を超えるときはその額の10分の1に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、限度額を40万円とする)。

●融資制度

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
北海道	苫小牧市	中小企業環境保全施設資金	低公害車（電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車、LPガス車等）の導入経費及びその燃料供給施設設置経費	市内中小企業者	○ 設備資金・移転資金 1件 3,000万円以内 融資利率 年 1.1% 融資期間 10年以内（据置1年以内） ○ 低公害車導入資金 1企業 2,000万円以内 融資利率 年 1.1% 融資期間 10年以内（据置1年以内）
	旭川市	旭川市中小企業振興資金「経営革新・販路拡大等支援融資」	省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を軽減させる施設等を導入するための事業資金（例：低公害車の導入、燃料供給施設の設置）	市内の中小企業者等	融資限度額 2,000万円 融資利率 5年以内 年 1.9%、7年以内 年 2.2% 融資期間 7年以内（据置1年以内） 信用保証料補助 50% 利子補給 年 1.0%相当額
宮城県		環境安全管理対策資金	宮城県内に事業所を有する中小企業者等	自動車の排出ガスによる大気汚染の改善を図るため事業用の低公害車を購入又はディーゼル微粒子除去装置等を導入する者	融資利率 年 2.30% 融資限度額 5,000万円 融資期間 設備 7年以内（うち据置1年以内） 土地等 10年以内（うち据置1年以内）
宮城県	仙台市	地域産業活性化融資（環境保全促進資金）	①事業用の電気自動車等の低公害車の導入 ②ディーゼル車の排出ガスによる大気汚染の防止を図るための装置の装着	中小企業者及び事業協働組合	融資限度額 1億円 利率 1.7% 返済期間 12年以内
福島県		福島県環境創造資金融資制度	①低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車）（新車購入に限る。） ②電気自動車用充電設備、天然ガス自動車用燃料供給設備、メタノール自動車用燃料供給設備 ③ディーゼル車に対するディーゼル微粒子除去装置の装着 ④その他知事が特に必要と認める施設	①県内に工場又は事業場を有し、引き続き同一の事業を1年以上営んでいる ②中小企業者、組合又は農業を営む方であって ③自己資金のみでは、環境保全施設等の整備などの環境保全対策を行うことが困難であると認められる方	融資額 3,000万円以内 利率 年 1.3% 融資期間 7年以内（融資を受けてから1年間の据置期間を含む） 返済方法 元金均等の年賦又は月賦返済
茨城県		環境保全施設資金融資制度	低公害車の導入	中小企業者（県内で同一事業を1年以上営んでいる者）	融資限度額 2,500万円 融資利率 年 2.3～2.5%（*信用保証付き：年 1.8～2.0%） 利子補給 無し 融資期間 7年以内
栃木県		環境保全資金	①指定低公害車の購入（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車等） ②上記低公害車用燃料供給施設の設置	中小企業者	①融資利率…年利 1.6% ②融資限度額…1億円 ③融資期間… 融資額 1,000万円以上：10年以内（うち元金の据置期間は2年以内） 融資額 1,000万円未満：7年以内（うち元金の据置期間は1年以内）
栃木県	宇都宮市	環境保全対策資金	低公害車の導入など	市長の事業認定を受けた中小企業者及び中小企業団体	①融資利率… 年利 1.5% ②融資限度額… 1企業・1団体 設備資金 2,000万円 運転資金 1,000万円 ③融資期間…設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
群馬県		群馬県環境生活保全創造資金（低公害車導入整備資金）	電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車等の低公害車、又は低公害車用燃料供給設備	中小企業者（個人・会社） 中小企業団体	利率 保証なし 年 1.9%以内 保証付き責任共有制度対象外 年 1.5%以内 責任共有制度対象 年 1.6%以内 融資限度額：1億円 融資期間：10年以内（据置期間1年以内）

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
群馬県	高崎市	環境改善資金	事業用低公害車（天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド車など）購入資金（中古車両を除く。）	中小企業者（個人・会社） 中小企業団体（法人格のある方）	融資限度額・設備資金 1億円 ・運転資金 2,000万円 融資利率・年 1.3%（信用保証付きは年 0.9%） 融資期間・設備資金 10年以内・ 運転資金 8年以内
埼玉県	草加市	草加市公害防止施設整備 資金融資	低公害車の購入に必要な資金	中小企業	融資限度額 1千万円 融資利率 草加市と指定金融 機関とが、協議の上決める 融資期間 7年以内
千葉県		環境保全資金 (中小企業振興資金)	①低公害車の購入 i 排出ガス規制及び燃費基準 において一定の要件を満たす バス、トラック ii 排出ガス規制及び燃費基準 において一定の要件を満たす乗 用車 iii 電気自動車、天然ガス自動 車、メタノール自動車、 燃料電池自動車、プラグイ ンハイブリッド自動車 ②低公害車用燃料等供給施設の 設置 ③粒子状物質減少装置の装着 ④エコドライブ管理装置の導入	中小企業者等の方であって、環 境保全に資するものとして県が 認定した事業に要する資金を必 要とする方。	【融資利率】 年 1.7%～年 2.3% 【融資限度額】 所要資金の 90%以内で 5 千万 円以内 【融資期間】 10 年以内割賦償還（据置期間 1 年以内） 【利子補給】 借入後 5 年間、融資利率の 1/2 以内
東京都		東京都環境保全資金融資 あっせん	指定低公害・低燃費車への買換 え	都内に事務所を有する中小企業、 個人事業者	・ 融資利率：受付時の長期ブラ イムレート以内 ・ 融資限度額：1 億円／1 企業 ・ 融資期間：7 年以内 ・ 補助率 利子補助：1／2 信用保証料補助：2／3
東京都	中央区	中央区商工業融資 設備 資金（公害）	低公害車の導入・アスベスト除 去等公害防止にかかる設備資金	中央区内の同一場所で同一事業 を営んでいる中小企業者・法人 の場合は中央区に登記のある中 小企業者・税金を完納している こと・保証協会の対象業種。該 当の事業者が公害防止設備を導 入する場合	借受人融資利率：年 0.5%（※ 0.4%）、限度額 3,000 万円、 返済期間 9 年以内（据置 6 か 月を含む）、保証料補助全額 ※中央区版二酸化炭素排出抑制 システム認証取得事業所等、優 遇利率適用事務所に対して負担 利率を軽減
	千代田区	地球温暖化・環境対策特 別資金	ハイブリッド車・電気自動車等 の購入に要する費用	区内に本店登記（法人）または 主たる事業所（個人）があり、 区内で引き続き 1 年以上事業を 営んでいる中小企業者	融資限度額 1,000 万円 名目利率 2.2% 利子補給率 1.8%（代表者が 区民） 0.7%（一般） 自己負担率 0.4%（代表者が 区民） 1.5%（一般） 融資期間 7 年以上 信用保証料 代表者が区民のみ 全額補助
	文京区	地球温暖化等環境対策資 金	東京都の指定する低公害車の購 入に必要な資金について、金融 機関にあっせんする。	区内中小企業（条件あり）	契約利率 2.2% うち利子補給が 1.7%。 融資限度額は 1500 万円以内 （代表者が区民であれば 1800 万円以内）。 返済期間 84 ヶ月以内（元金据 置 6 ヶ月以内を含む）
	江東区	江東区中小企業融資制度 (環境保全対策資金融資)	低公害車の導入等にかかる設備 資金	区内に事務所があり、引き続き 1 年以上同一事業を営んでいる 中小企業者・税金を完納してい ること、保証協会の対象業種を 営んでいること。	融資額 1,250 万円以内 年利 2.1%のうち本人負担 1.0%（区補助 1.1%） 信用保証料補助 返済期間は 6 年以内（据置期間 12 ヶ月を含む）

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
東京都	江戸川区	経営向上資金融資	営業用車両（いわゆる緑ナンバー）、貨物車、又は事業用特殊車両（1、4、8、9ナンバー）であり、東京都が指定する低公害車等の導入経費 ※原則として、新車の購入が対象	区内に1年以上住所を有し、区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	融資限度額 8,000万円 融資期間 9年以内（据置1年以内） 融資利率 年2.1%以内 利子補給 年1.6%以内 (本人実質負担 年0.5%) 信用保証料補助 当該融資分を全額補助
	葛飾区	葛飾区地球環境保全融資	低公害自動車の購入並びに燃料供給施設	区内中小企業（事業者・個人）	融資限度額 500万円 融資利率 年2.1% 利子補給 年1.4% 返済期間 5年以内 (措置期間6ヶ月を含む)
	荒川区	荒川区中小企業融資制度（環境保全対策融資）	低公害車の購入に要する経費	区内中小企業者	融資限度額 1,500万円 融資利率 年1.9% 利子補給 年1.0% 借受者負担金利 0.9% 融資期間 7年以内
	台東区	環境改善資金	九都県市指定低公害車に認定されたエコカーの購入又は買い替え	長期事業資金対象者 ※区内に主たる事業所を有する（法人は営業の本拠かつ本店登記）こと区内で1年以上、同一場所で同一事業を営んでおり、今後も区内で営業を続けること 信用保証協会の対象業種であること 所得税（法人税）、事業税等を完納していること	限度額：1500万円 貸付利率：2.2%以内 期間：700万円以内で7年、700万円を超える場合は9年以内
	練馬区	地球温暖化等環境対策特別貸付	低公害車 (1) 電気自動車 (2) 天然ガス自動車 (3) ハイブリッド車 (4) 東京都指定低公害車 (5) 国土交通省認定低排出ガス車 (6) 九都県市あおぞらネットワーク指定低公害車	区内中小企業者 個人事業者	融資限度額 500万円 利率 利用者負担 0.2% (表面利率2.0%、区負担1.8%) 貸付期間 7年以内（据置期間6か月を含む） 信用保証協会の保証が必要な場合、区が信用保証料の半額を補助 ※営業用普通車両（3、5、7ナンバー）の購入資金は、上限250万円 ※個人タクシーの車両購入資金は、上限400万円（貸付期間4年以内）
	港区	環境対策融資	①東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に該当する車両等（乗用車は対象外） ②急速充電設備・普通速充電設備設置費用	中小企業者	融資限度額：2,000万円以内 本人負担額：0.1% 貸付期間：7年以内
	新宿区	環境保全資金	東京都指定低公害・低燃費車の購入のための設備資金	区内中小企業者	融資利率：2.1%以下 融資限度額：500万円 融資期間：5年以内（据置期間6か月）
	目黒区	工業近代化資金融資	自動車NOx・PM法の規制対象ディーゼル車の低公害車への買換え	区内中小企業者	融資限度額 3,000万円以内 融資利率 1.8%以内 利子補給 1.1% 借受者負担金利 0.7%以内 融資期間 7年以内（据置6ヶ月含む）
	品川区	品川区融資あっせん制度 環境対策資金	低公害車の導入	中小企業者および個人事業者	融資限度額 1,500万円 融資利率 年1.9% 利子補給 年1.1% 借受者負担金利 年0.8% 融資期間 7年以内

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
東京都	大田区	大田区中小企業融資あっせん制度 「公害防止資金」	排ガス規制の対象となるディーゼル車の改修及び買換（車両保管場所が区内であること、自動車検査証にNo x・PM対策地域内での使用制限が記載されていること。改修の場合は都条例の規制に適合するための装置の設置費用。中古車の買換は対象外。）	大田区内に住所（法人の場合は登記上の本店所在地）または主たる事業所を1年以上有し、同一事業を原則として同一場所で引き続き1年以上営んでいること等	融資限度額 1,500万円 融資利率（上限）年2.00% 利子補給 3分の2 借受者負担金利（上限）年0.6% 信用保証料補助 全額 返済期間 5年以内 ※直接貸付ではなく金融機関へのあっせん
	世田谷区	省エネルギー対策資金融資あっせん制度	エコカー（EV車・ハイブリッド車・LPG車・CNG車） 九都県市あおぞらネットワーク指定低公害車 （EV車と合わせて購入・設置する充電設備を含む）	区内中小企業者（法人、個人） ※条件、審査あり。	限度額：2,000万円 融資利率：年2.2% 本人負担：年0.3% 利子補給：年1.9% 返済期間：7年以内（据置6か月以内を含む）
	渋谷区	渋谷区中小企業事業資金融資あっせん制度（低公害車特別資金）	東京都指定公害車（電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド車、低排出ガス認定車、国の排出ガス最新規制に適合したディーゼル車等）の購入資金	区内に主たる事業所及び本店の登記を有し、区内で同一事業を一年以上営んでいる法人又は個人。ただし区内に引続き一年以上住所を有し、区外に事業所を有する個人事業者を含む。	融資限度額：1,000万円以内 融資利率：年1.9% 利子補給：年1.5% 借受者負担金利：年0.4% 返済期間：7年以内 ※ 営業に供するための自家用自動車は、400万円を限度とする。（ただし、原則として建設業・運輸業の事業用車輦は除く。）
	北区	事業環境整備資金	東京都の指定する低公害車を業務用車両として購入する資金	区内中小企業者（法人・個人）	融資限度額 1,000万円 融資利率 年 1.9% 利子補給 年 1.5% 融資期間 5年以内
	立川市	立川市中小企業事業資金融資あっせん制度	電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド車の購入	立川市内の中小企業者	融資限度額 1台 300万円 （建設・機械・運送業の事業用車両については、1,500万円まで） 融資利率年 1.975% 利子補給年 1.575% 借受者負担金利年 0.40% 融資期間 7年以内 対象車両についての基準は定めていなく申請の都度審査する。都の低公害車購入の基準に準じている。
	小金井市	小金井市小口事業資金融資あっせん制度	地球温暖化対策や公害防止対策等の快適環境実現のための、営業用の低公害車両の購入	—	限度額 : 200万円 融資利率 : 1.975% 利子補給 : 1.175% 借受者負担金利 : 0.8% 融資期間 : 7年以内 * 平成25年11月現在 * 融資利率、利子補給、借受者負担金利は変動性 参照URL : http://www.city.koganei.lg.jp/news/kurashi_seikatsu_jigyo/index.html
神奈川県	神奈川県中小企業制度融資フロンティア資金	①最新規制適合車への買換え、九都県市指定低公害車の購入 ②電気自動車や電気自動車の充電設備	県内で原則1年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は協同組合等	融資利率 年2.1%以内（固定） 融資限度額 8000万円（協同組合等は1億2000万円） 融資期間 設備資金：1年超10年以内	
神奈川県	横浜市	横浜市中企業融資制度 環境・エネルギー対策資金	九都県市指定低公害自動車の新車購入・九都県市指定粒子状物質減少装置の装着	横浜市内で1年以上同一事業を営み、必要条件を満たす会社・個人又は組合	融資利率：年2.1%以内 融資額：車両代金から補助金（国・県・本市）を除いた金額（上限＝2億円） 融資期間：10年以内

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
神奈川県	平塚市	平塚市中小企業融資制度 (地球温暖化対策資金)	・電気自動車(日産自動車(株)リーフ/三菱自動車工業(株)i-MiEV、ミニキャブ・ミーブ、ミニキャブ・ミーブトラック/ (株)光岡自動車 雷駆(ライク) /本田技研工業(株)フィットEV/マツダ(株)デミオEV)で急速充電器対応のもの ・電動バイク(ヤマハ発動機(株)EC-03/本田技研工業(株)EV-neo、EV-neoPRO、スズキ(株)e-Let's、e-Let'sW) ・電気自動車、電動バイクとも新車に限る	中小企業者	利率:2.3% 限度額:5,000万円 期間:10年以内
	伊勢原市	環境対策資金融資制度	電気自動車等低公害車(電気自動車・天然ガス車・メタノール車・ハイブリッド車)	中小企業者	・融資限度額 2千万円 ・融資利率 1.8%以内(保証付きの場合は1.5%以内) ・融資期間 5年以内(うち据置期間6カ月以内) ・返済方法 割賦返済
新潟県		新潟県環境保全資金融資制度	○低公害車の購入 ・電気自動車 ・天然ガス自動車 ・メタノール自動車 ・ハイブリッド自動車 ○燃料供給施設の設置 ・電気自動車等に充電する施設 ・天然ガス自動車に天然ガスを充填する施設 ・メタノール自動車にメタノール又はその混合物を充填する施設	資本の額又は出資の額が3億円以下(卸売業にあつては1億円以下、小売業又はサービス業にあつては5,000万円以下)並びに常時使用する従業員の数が300人以下(卸売業又はサービス業にあつては100人以下、小売業にあつては50人以下)の法人及び個人で、次の各号に該当する者のうち、知事が適当と認めたる者 (1) 県内に工場又は事業場を有する者 (2) 貸付金の償還能力を有する者 (3) 県税を完納している者 (4) その他取扱金融機関の定める条件に適合している者	融資限度額:2,000万円 融資利率:年2.4% (新潟県信用保証協会の責任共有制度対象保証付きの場合は2.1%、責任共有制度対象外保証付きの場合は1.9%) 融資期間:6年以内(うち据置1年)
新潟県	新潟市	新潟市あんしん未来資金・地球環境保全資金	①低公害車の導入 (電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車又は電動式フォークリフト) ②燃料供給施設の設置 (電気自動車等に充電する施設、天然ガス自動車に天然ガスを充てんする施設及びメタノール自動車にメタノール又はその化合物を充てんする施設)	中小企業者等	融資限度額 5,000万円 融資利率 ・信用保証協会の保証付き 5年以内 年1.60% 5年超 年1.80% ・その他 5年以内 年2.10% 5年超 年2.30% 利子補給 年1.0% 融資期間 ・1,000万円以内 10年以内 ・1,000万円超 15年以内
富山県		富山県中小企業環境施設整備資金融資制度	低公害車の購入に要する資金	県内に工場又は事業所を有し、事業を営む中小企業者に該当する者	融資利率 1.35%以内 融資限度額 ・中小企業者 3千万円以内 ・団体 5千万円以内 融資期間(償還期間) 7年以内
石川県		石川県地球温暖化対策支援融資制度	営業車両への低公害車の導入、運送業におけるハイブリッドトラックの導入等	環境マネジメントシステムに取り組んでいる者であつて、1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体	融資限度額 5千万円 融資利率 年1.60%(1.20%) 融資期間 10年以内(うち据置期間2年) 保証料率 年0.33%~1.35% ※()は付保ありの数字であり、別途、保証料率が加算される

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
石川県	金沢市	金沢市地球温暖化対策資金融資制度	低公害車の導入及びその燃料供給施設の整備	市内中小企業者又は組合	融資限度額 2千万円 融資利率 低利固定金利 年1.40% 償還期間 10年以内 償還方法 元金均等償還
山梨県		環境対策融資	低排出ガス車に認定された自動車の購入、粒子状物質減少装置の整備に要する資金	中小企業者等	年利：責任共有 2.0% 貸付限度額：5,000万円 償還期間（据置期間）：7年（1年）
長野県	上田市	元気うえだ資金「環境保全資金」	長野県信用保証協会の省エネルギー・節電支援保証制度を利用する中小企業者で、次のいずれかの要件を満たす省エネルギー対策・節電対策のための設備を設置（導入）、改造または修理を行なう者。 (要件抜粋) ・低公害車（ハイブリッド車、電気自動車、クリーンディーゼル車、一定の排出ガス基準または燃費基準を達成している自動車）ただし、乗用車（3ナンバー、5ナンバー）を除く	市内中小企業者	融資限度額：運転資金 1,500万円 設備資金 3,000万円 融資期間：運転5年以内（据置1年以内） ：設備10年以内（据置1年以内） ※車両は5年以内（据置1年以内） 融資利率：年利1.5% 利子補給：最長36ヶ月 利子補給率：0.5% ただし、ISO14001及びエコアクション21取得事業者の場合は、利子補給率0.7%
	飯田市	新エネルギー・省エネルギー対策資金	電気自動車 メタノール自動車 圧縮天然ガス自動車 ハイブリッド自動車	中小企業者	貸付利率：年1.5% 貸付限度額：5,000万円以内 貸付期間：10年以内 据置期間：24ヶ月以内
岐阜県		岐阜県中小企業資金融資制度 新エネルギー等支援資金	「低燃費かつ低排出ガス認定車」及び「低公害車（CNG、HV、PHV、EV、燃料電池、水素自動車をいう）」など及びそれらに係る燃料供給設備（充電、ガス充填設備に限る）	県内に事業所または工場があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者または組合	融資利率：年1.3%（償還期間が10年超の場合は1.7%） 融資限度額：運転資金：4,000万円、設備資金1億円 融資期間：運転資金：7年以内、設備資金：15年以内 利子補給：なし 保証料補給：年0.0%～0.9%の範囲で補給
静岡県	富士宮市	富士宮市環境保全資金貸付金利子補給制度	1 電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車購入並びにこれらの燃料等供給装置の設置及び改造 2 貨物自動車及びバス（乗車定員11人以上）の最新排出規制基準適合車への買換え（ディーゼル車で、最大積載量及び乗車定員が増加しないものに限る。） 3 自動車へのアイドリング・ストップ装置の取付け 4 ディーゼル自動車へのPM対策装置の取付け 5 その他市長が認める環境への負荷が少ない自動車への買換え	静岡県中小企業事業資金融資制度要綱又は静岡県特別政策資金融資制度要綱に基づき環境保全資金を借り受けた中小企業者	年利2.5%以内でとし、予算の範囲内で利子相当額を利子補給金として交付。融資期間は10年が限度。
愛知県		愛知県環境対策資金融資制度	①最新規制適合車への買い換え ②低公害車等の新規購入 ③NOx・PM低減装置の購入	中小企業者	融資限度額 3千万円 融資利率 年1.6% 利子補給 支払利子額の35% 返済期間 7年以内
愛知県	名古屋市	名古屋市環境保全設備資金融資	①電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド自動車の購入、充電・充填設備の設置等 ②ディーゼル貨物自動車等の最新排出ガス規制適合車への買い換え ③エンジン式フォークリフトから電動式フォークリフトへの買い換え	(1) 市内中小企業者 (2) 市内中小企業団体	融資利率 年1.6% 融資限度額 (1) 1年度3,000万円 (2) 6,000万円 融資期間 7年以内 (据置期間1年以内) 利子補給 支払利子額の①は全額、②③は半額

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
三重県		三重県中小企業融資制度「環境・防災対策等促進資金融資」	①自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替え ②長期規制車を廃車し、ポスト新長期規制車へ買い換え ③使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造 ④自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を排出基準適合車とするNOx・PM低減装置の装着 ⑤低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車）の購入	中小企業者及び組合	融資限度額 5,000万円 融資利率 年1.75%（協会の保証を付さない場合は、1.8%） 貸付期間 7年以内（据置1年含む）
三重県	四日市市	四日市市環境改善設備資金	自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車から排出適合車への買い替え	市内で1年以上引き続き同一事業を営み、自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出適合車への買い替えを行う、市内に主たる事業所のある法人又は個人	融資限度額 3,000万円 返済期間7年以内（内据置1年含む） 利率 1.2% 保証料-0.3% 連帯保証人（法人代表者を除き原則保証人不要） 原則 担保不要
京都府		経営発展支援融資（電気自動車等整備）	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車購入、充電設備整備	中小企業者・組合	融資利率：年2.2% 年1.8%（小規模企業者、小規模組合） 融資限度額： 8千円（中小企業者） 1億6千円（組合） 融資期間：10年以内
京都府	京都市	京都市環境保全資金融資制度	電気自動車充電設備の設置	市内の中小企業者	限度2000万円、利率年1.5%、償還10年以内
	舞鶴市	中小企業地球環境対策特別融資（略称：舞グリーン）	低公害車（事業用に限る）導入 ※電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定かつ低燃費車	市内の中小企業者	融資利率：年1.6% 融資限度額：2,000万円 融資期間：10年以内
兵庫県	兵庫県地球環境保全資金（最新規制適合車等購入資金）		①排出基準非適合車から最新規制適合車等への代替 ②低公害車の購入	中小企業者	融資限度額 1企業・組合 5,000万円 融資利率 1.00% 融資期限 10年間（2年間据置可） 利子補給 なし
	兵庫県地球環境保全資金（最新規制適合車等代替促進特別資金）		排出基準非適合車（車両総重量8トン以上のトラックまたは定員30人以上のバスに限る）から最新規制適合車等への代替	中小企業者	融資限度額 1台毎に設定 融資利率 1.00% 融資期限 10年間（2年間据置可） 利子補給 なし
和歌山県	和歌山県中小企業一般融資振興対策資金（環境保全枠）		NOx・PM法排出基準適合車（乗用自動車除く）（非適合車からの買い替えに限る）	中小企業者	融資限度額：5,000万円 融資利率：年1.8%以内（保証料別途） 融資期間：10年以内
	成長サポート資金（エネルギー政策推進枠）		1. クリーンエネルギー自動車用燃料供給施設、電気自動車用充電施設、天然ガス等燃料供給施設 2. クリーンエネルギー自動車、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガスなど 3. （新設）自家発電装置、蓄電池 ※規模要件なし	中小企業者	融資限度額 設備資金1億円 融資利率 年1.2%以内（保証料別途） 融資期間 設備資金10年以内
島根県	島根県環境資金		○事業の用に供する低公害車購入経費 ○低公害車用燃料供給施設・設備の設置・改善経費	県内事業者	融資限度額：2億円 融資利率：年1.75%又は年1.6% 融資期間：15年以内 据置期間：2年以内

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
岡山県		環境保全資金	・事業用ディーゼル自動車へのディーゼル微粒子除去装置(DPF)等の導入	環境保全を行う中小企業者又は組合	融資限度額 5,000万円 融資利率 責任共有制度対象：2.00% 責任共有制度対象外：1.85% (信用保証協会の保証料が必要な場合有) 融資期間 10年以内(うち据置2年以内)
		新エネルギー導入促進資金	・事業用のクリーンエネルギー自動車及び充電設備等の購入に必要な資金	新エネルギーの導入を行う中小企業者又は組合	融資限度額 1億円 融資利率 責任共有制度対象：2.00% 責任共有制度対象外：1.85% (信用保証協会の保証料が必要な場合有) 融資期間 10年以内(うち据置2年以内)
広島県	広島市	広島市中小企業融資制度 環境保全資金(特別融資)	(ア)電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車等の購入 (イ)最新排出ガス規制基準に適合しないディーゼル貨物自動車及びバスを廃車して、それと同程度以上の最大積載量の最新排出ガス規制基準適合車への買い替え	広島市内中小企業者	【融資限度額】 7,000万円 【融資利率】 年1.2%以下 【融資期間】 運転資金：7年以内(うち据置1年以内) 設備資金：10年以内(うち据置1年以内)
	福山市	福山市環境保全資金融資制度	・電気自動車 ・天然ガス自動車 ・燃料電池自動車	中小企業者 (市内で同一事業を1年以上営んでいる者)	融資額 2,000万円 利率 年1.97% 融資期間 7年以内 通常車両との差額で限度額以内とする。
山口県		地球にやさしい環境づくり融資	低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、LPG自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車)※新車に限る	個人	融資限度額 500万円 融資利率 年1.7% 償還期間 5年以内
		地球温暖化対策施設等整備資金融資	同上	中小企業者	融資限度額 1億円 融資利率 年1.7% 償還期間 1,000万円未満 5年以内 1,000万円以上 7年以内 5,000万円以上 10年以内

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
徳島県	自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付制度	<p>(4) 電気自動車等低公害車の導入経費 電気自動車※1、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車※1、クリーンディーゼル自動車※1、燃料電池自動車、低排出ガス認定かつ低燃費車※2</p> <p>※1 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車とは、経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」の補助対象車とされている車両、又はこれらと同等以上の性能・品質であるものをいう。</p> <p>※2 低排出ガス認定かつ低燃費車とは、下記に該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「低排出ガス車認定制度（平成17年度基準値）により低排出ガス車認定75%低減レベル（☆☆☆☆）を受けているもので、かつ平成22年度燃費基準を+10%以上達成している自動車、又は平成27年度燃費基準を達成している自動車」 ●「低排出ガス車認定制度（平成17年度基準値）によりNOX及びPM10%低減レベル（☆）を受けているもので、かつ平成27年度燃費基準を達成している自動車」 <p>(5) 電気自動車充電設備の導入経費 経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」の補助対象機種とされている充電設備、又はこれらと同等以上の性能・品質であるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業者の方 ●県内に事業所を有し、原則として6ヵ月以上引き続き同一事業を営んでいる方 ●県税を滞納していない方 	<p>融資限度額：1億円 融資利率：1.6%以内（5年以内） 【対象設備の(4)～(5)】 1.7%以内（10年以内）【対象設備の(1)～(3)、(6)～(7)】</p> <p>※融資対象設備(4)～(7)については、環境マネジメントシステム取得者（ISO14001、ISO26000、21、グリーン経営）、徳島県認定3R行動事業所である事業者のみへの適用利率。その他の事業者は、表示利率に0.2%の上乗せ。 ※保証協会の保証を付けない場合は、融資利率に+0.3%の上乗せ。</p> <p>保証料率：0.62%以内 詳細についてはhttp://www.pref.tokushima.jp/docs/2010112200159/に記載</p>
愛媛県	愛媛県環境保全資金融資制度	電気自動車、ハイブリッド自動車その他低燃費で汚染物質の排出量が低減されている自動車（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第78条第1項の製造事業者等の判断の基準に適合するもの又は窒素酸化物若しくは二酸化炭素の排出量がハイブリッド自動車と同程度以下のものに限る。）	県内に工場又は事業場を有する中小企業者等で6ヶ月以上継続して現事業を行っているもの	<p>融資限度額 5000万円以内 融資期間 10年以内 返済方法 原則として分割弁済 融資利率 年1.70%</p>
福岡県	福岡県環境保全施設等整備資金融資制度	事業の用に供する低公害車の購入・最新規制適合車への買い替え（いずれも新車購入に限る） ①低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車）の新たな購入 ②使用中のディーゼル自動車（貨物自動車及びバス）の廃車に伴う代替車両として車両総重量が同程度の最新規制適合車への買い替え	以下の条件を満たす中小企業者又は中小企業団体 ①県内に工場又は事業所を有し、現に事業を営んでいること ②県の事業税を滞納していないこと ③許認可等が必要な業種にあつては、その許認可等を取得していること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資利率：年1.3%（平成25年4月現在） ・ 融資限度額：1企業4,000万円以内 ・ 融資期間：10年以内（融資額1,000万円未満の場合は7年以内） ・ 信用保証料率：0.45～1.9%

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
福岡県	北九州市	北九州市環境産業融資	環境配慮型製品導入資金(電気自動車、プラグインハイブリッド車及びそれらの充電設備のうち償却資産として資産計上するものの導入に必要な設備投資に対する資金。)	(1) 市内事業者で、市内にある事務所等に環境配慮型製品を導入すること (2) 施設の設置等を行うための投資額が200万円以上であること	○返済期間5年以内の場合 ・利率(%) (固定金利) 1.2% ・融資限度額(最低投資額) 1千万円(200万円) ・保証 保証協会の保証要(保証料率: 0.45~1.51%) ※保証協会の対象外企業は除く ○返済期間10年以内の場合 ・利率(%) (固定金利) 1.4% ・融資限度額(最低投資額) 1千万円(200万円) ・保証 保証協会の保証要(保証料率: 0.45~1.51%) ※保証協会の対象外企業は除く
	福岡市	福岡市商工金融資金制度(環境・エネルギー対応資金)	低公害車(電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ハイブリッド車)の導入	中小企業者	1) 融資限度額: 1億円 2) 融資期間: 10カ年以内(うち据置期間2カ年以内) 3) 融資利率: 年1.2%(平成25年4月1日現在) ・保証料率: 年2.20%以下
長崎県	長崎市	長崎市中小企業工コ資金	低公害車(電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド含む))	市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	融資利率: 年1.4% 融資限度額: 2,000万円 融資期間: 7年以内(据置期間1年含む) 保証料: 全額補助
熊本県		熊本県中小企業融資制度(うち経営革新等支援資金)	・電気自動車の充電施設を設置する者又は設置工事の施工に必要な設備の導入を行う者 ・電気自動車を導入する者	中小企業者	・利率 固定 年2.10%以内 ・保証料率 年0.25~1.70% ・融資限度額 1企業 5,000万円 ・融資期間 10年以内
熊本県	熊本市	熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資	電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車	熊本市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者	融資限度額: 1,000万円以内 融資期間: 10年以内 融資利率: 固定 年1.90%以内 信用保証料補給: 年0.45%~1.90% 市の方から1/2補給
鹿児島県		地球温暖化対策資金	・低公害車 ・使用車のディーゼル車(貨物自動車、バス等)の最新排出ガス規定適合車への買換	県内で事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、環境配慮型の経営を行おうとするもの及び環境配慮型のビジネスを創出しようとするもの	・融資限度額 5,000万円 ・融資利率 1年以内 年1.9% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3% 7年超10年以内 年2.7% ・融資期間 10年以内 ・保証料率 年0.13~1.58%

●税制特例措置

都道府県・市区町村名		特例を実施する税目	税制特例対象 (車両・燃料供給施設等)	税制特例対象者	措置内容(軽減率・適用期間等)
栃木県	小山市	軽自動車税	100%電気駆動の車両	電気自動車の所有者	全額免税(H23～27)
東京都		自動車取得税	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車取得税の納税義務者	平成21年度から平成25年度までに新車新規登録した場合について、自動車取得税を課税免除とする。
		自動車税	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車税の納税義務者	平成21年度から平成25年度までに新車新規登録した場合について、新車新規登録時の自動車税及び翌年度から5年度分の自動車税を課税免除とする。
東京都	中央区	軽自動車税	平成21年4月2日～25年4月1日の間に中央区で新車登録した電気軽四輪自動車	対象車両の軽自動車税納税義務者	最大3年度分課税免除 平成25年度分課税で終了
神奈川県		自動車税	電気自動車の取得の促進を図る目的で県が交付する補助金の交付決定を受けた事業に係る自動車	当該補助金の交付を申請した者(24年度をもって終了)	当該補助金の交付決定があった日の属する年度以後5年間に課すべき税額の全額
神奈川県	平塚市	軽自動車税	二輪及び四輪で電気を動力とする車種(小型特殊自動車を除く)	平成23年4月1日以降に新規登録されたもの	軽減率:全額免除 適用期間:平成23年度から5年間
	鎌倉市	軽自動車税	電気自動車(軽自動車)	電気自動車(軽自動車)を導入するもの	軽減率:全額免除 適用期間:平成22年度～平成26年度(最長で5年間)(新車のみ)
	藤沢市	軽自動車税	電気自動車(軽四輪車のみ)	対象の車両に係る軽自動車税の納税義務者(個人・法人)	軽減率:当該年度の軽自動車税を全額免除する 適用期間:減免されるのは申請があった当該年度のみ また、制度自体の適用期間は平成22年度から平成26年度の5年間
	茅ヶ崎市	軽自動車税	四輪の軽自動車電気を動力とするもの	市民(個人)、事業者	減免(100%)(平成26年まで)
	大和市	軽自動車税	電気を動力とする車種	平成21年4月1日現在において登録されているもの及び平成21年4月以降に新規登録されたもの	・全額(100%)減免。 ・減免期間は平成21年度を初年度とし、5か年の時限的措置。
	伊勢原市	軽自動車税	電気のみを動力源とする軽自動車	個人(市民等)	平成23年4月1日から5年間免除
	綾瀬市	軽自動車税	電気自動車(軽自動車税)	電気自動車(軽自動車)を導入するもの	軽減率:100% 適用期間:平成23年～27年の5年間
	寒川町	軽自動車税	電気自動車(4輪以上の軽自動車)※ハイブリッド車は対象外	納税義務者	軽減率:全額免除、 適用期間:平成26年度まで
	大磯町	軽自動車税	電気自動車(軽自動車)	電気自動車(軽自動車)を導入するもの	減免額:軽自動車税の全額 減免期間:平成21年度から5年間
	中井町	軽自動車税	電気自動車(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車のうち電気を動力源とするもの)	電気自動車保有または使用者	軽自動車税の全額減免
	大井町	軽自動車税	電気自動車(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車のうち電気を動力源とするもの)	個人、法人(いずれも1年以上町内に在住しているもの)	電気自動車にかかる軽自動車税の全額免除。免除期間は平成23年度課税分から5年間。
	松田町	軽自動車税	所有者	電気自動車(軽自動車)を導入するもの	減免額:100%免除 適用期間:平成23年度から5年間
	箱根町	軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車のうち、電気を動力源とするもの。 ※ただし、小型特殊自動車は除く	対象車両を導入するもの(既購入者を含む)	軽減率:100%免除 適用期間:平成21年度～25年度までの5年間 免除期間:初年度登録時より3年間
	真鶴町	軽自動車税	電気自動車	所有者	減免(平成27年度まで)
	湯河原町	軽自動車税	電気自動車(軽自動車)	電気自動車(軽自動車)を導入するもの	軽減率:電気自動車導入時免税 適用期間:平成21～平成25年度(平成26年度以降は未定)
	愛川町	軽自動車税	電気自動車(原付・軽自動車・二輪小型)	対象車両を導入するもの	軽減率:全額免除、 適用期間:H22.4.1～H27.3.31

都道府県・市区町村名		特例を実施する税目	税制特例対象 (車両・燃料供給施設等)	税制特例対象者	措置内容(軽減率・適用期間等)
神奈川県	清川村	軽自動車税	四輪以上の軽自動車で電気を動力源とするもの	平成22年4月2日から平成26年4月1日までに登録された者	軽自動車税の全額 平成23年度から平成26年度まで
新潟県		自動車税	平成21年9月29日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録(中古車は除く)された電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車		新車新規登録年度から平成25年度まで 電気自動車:全額免除 プラグインハイブリッド自動車:半額免除
		自動車取得税	平成21年9月29日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録(中古車は除く)された電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車		電気自動車:全額免除 プラグインハイブリッド自動車:半額免除
新潟県	柏崎市	軽自動車税	平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に初めて新規検査(中古車は除く)を受けた電気自動車、プラグインハイブリッド自動車		新車新規登録年度の翌年度(4月1日の場合は当該年度)から平成26年度まで 電気自動車:全額免除 プラグインハイブリッド自動車:半額免除
愛知県		自動車税	平成24年1月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	納税義務者	・平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けたもの 平成24年度から5年度分を全額免除 ・平成24年度及び25年度に新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分を全額免除
三重県	四日市市	軽自動車税	電気のみを動力源とする軽自動車等	納税義務者	軽減率:100%軽減 適用期間:平成23年度から平成27年度まで
	桑名市	軽自動車税	電気を動力とする軽自動車	納税義務者	平成26年度まで軽自動車税を減免
滋賀県	竜王町	軽自動車税	軽自動車のうち、電気自動車、ハイブリッドカー、アルコール燃料車、天然ガス車および内燃機関を有する軽自動車のうち低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベルを受けている車かつ平成27年度燃費基準をプラス25%以上達成している車	平成23年9月1日から平成26年4月1日までに初度検査を受けた軽四輪自動車のうち竜王町で軽自動車税が課税されているもの	減免率 100% 適用期間 ①平成23年9月1日から平成24年4月1日までに初度検査を受けたもの 平成24年度から平成26年度の3年間 ②平成24年4月2日から平成25年4月1日までに初度検査を受けたもの 平成25年度および平成26年度の2年間 ③平成25年4月2日から平成26年4月1日までに初度検査を受けたもの 平成26年度の1年間
京都府		自動車取得税	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の取得(平成21年4月1日から平成26年3月31日までに新車新規登録(検査)を受けた際の取得に限る)	電気自動車又はプラグインハイブリッド車の取得者(売主が所有権を留保している場合は買主)	軽減率 100%(課税免除) 適用期間 初度登録時
		自動車税	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(平成21年4月1日から平成26年3月31日までに新車新規登録を受けたものに限る)	電気自動車又はプラグインハイブリッド車の所有者(売主が所有権を留保している場合は買主)	軽減率 おおむね50% 適用期間 初度登録の翌年度及び翌翌年度
京都府	京都市	軽自動車税	電気自動車(軽自動車)	所有者	軽減率 全額免除 適用期間 平成26年度課税分まで
	京丹波町	軽自動車税	軽自動車(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車のうち電気を動力源とするもの)	所有者(町税滞納者は対象外)	減免額 全額 期間 平成22年4月1日から5年間
大阪府	池田市	軽自動車税	電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド車、燃費効率の優れたガソリン車(※) (※)内燃機関を有する軽自動車(ガソリン車)のうち、国土交通省の平成17年排ガス基準の75%以上低減車かつ、平成27年度燃費基準のプラス25%以上を達成している車	左記自動車(軽自動車)を新車登録したもの	平成25年度課税分から平成26年度課税分までの2年間、全額免除

都道府県・市区町村名		特例を実施する税目	税制特例対象 (車両・燃料供給施設等)	税制特例対象者	措置内容(軽減率・適用期間等)
広島県		自動車税	平成24年4月1日から平成26年3月31日までに新車新規登録されたクリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準適合)	納税義務者	軽減率 通常の税額より概ね50%軽減 適用期間 新車新規登録の翌年度
山口県		自動車税	平成25年4月1日から平成26年3月31日までに新車新規登録されたクリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス規制適合)	納税義務者	軽減率 通常の税額より概ね50% 適用期間 平成26年度
福岡県	久留米市	軽自動車税	電気自動車、ハイブリッドカー、アルコール燃料車、天然ガス自動車、LPガス車、および内燃機関を有する軽四輪自動車のうち、2005年(平成17年)排ガス基準の75%以上低減し、かつ2015年度(平成27年度)燃費基準のプラス25%以上を達成している車	平成23年7月1日から平成26年4月1日までに初度検査(新車登録)を受けた軽四輪自動車のうち久留米市での課税対象となる軽自動車	平成24年度課税分から平成26年度課税分までの3年間に付き、全額免除
大分県	中津市	軽自動車税	以下に掲げる環境負荷の少ない軽自動車の取得 ①電気軽四輪自動車 ②可燃性天然ガスまたは液化石油ガス軽四輪自動車 ③メタノールまたはメタノールとメタノール以外のものとの混合物を燃料とする軽四輪自動車 ④ハイブリッド軽四輪自動車 ⑤プラグインハイブリッド軽四輪自動車 ⑥平成17年排出ガス基準75%以上を低減し、かつ、平成27年度燃費基準のプラス25%以上を達成している軽四輪自動車	左記車両の納税義務者	減免率100%(申請により最大2年度分減免) 適用期間 平成25年度から平成27年度課税分 ・平成24年4月2日～平成25年4月1日新車登録分、平成25、26年度課税分が減免対象 ・平成25年4月2日～平成26年4月1日新車登録分、平成26、27年度課税分が減免対象